

第七十三回 帝國議會 衆議院 臨時租稅增徵法中改正法律案外七件委員會議錄(速記)第十九回

## 會議

昭和十三年三月十一日(金曜日)午前十時五

十六分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 高橋熊次郎君

理事岡本實太郎君 理事岩瀬

理事西村金三郎君 理事東條

理事玉野 知義君 理事河野

川崎 克君 前田房之助君

渡邊玉三郎君 勝 正憲君

矢野庄太郎君 川崎末五郎君

小畠虎之助君 愛野時一郎君

津倉 亀作君 川副 隆君

佐藤洋之助君 小串 清一君

板谷 順助君 服部 岩吉君

稻田 直道君 岡田 忠彦君

山川賴三郎君 森田 福市君

鶴 惣市君 坂田 道男君

曾木 重貴君 片山 哲君

水谷長三郎君 三木 武夫君

馬場 元治君

同日委員愛野時一郎君辭任ニ付其ノ補闕ト

シテ川崎末五郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席國務大臣左ノ如シ

大藏大臣 賀屋 興宣君

出席政府委員左ノ如シ

内務省地方局長 坂 千秋君

大藏政務次官 太田 正孝君

大藏參與官 中村三之丞君

大藏省主稅局長 大矢半次郎君

大藏書記官 松隈 秀雄君

大藏書記官 田中 豊君

本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ  
日滿國稅徵收事務共助法案(政府提出)  
臨時租稅措置法案(政府提出)○稻田委員 演劇映畫等ニ關スル現行ノ地  
方興行稅ハ、六十年前ノ太政官時代カラ存

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

臨時租稅增徵法中改正法律案(政府提出)

所得稅法中改正法律案(政府提出)

相續稅法中改正法律案(政府提出)

登錄稅法中改正法律案(政府提出)

酒造稅法中改正法律案(政府提出)

酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案

(政府提出)

麥酒稅法中改正法律案(政府提出)

大正九年法律第十二號中改正法律案(政府提出)

支那事變特別稅法案(政府提出)

臨時利得稅法中改正法律案(政府提出)

大正九年法律第十二號中改正法律案(政府提出)

支那稅徵收事務共助法案(政府提出)

本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ  
支那事變特別稅法案(政府提出)

臨時利得稅法中改正法律案(政府提出)

支那稅徵收事務共助法案(政府提出)

○高橋委員長 開會致シマス、質疑ニ入ル

ニ先ダチマシテ一寸御報告致スコトガアリ

マス、昨日ノ午後昭和十二年法律第八十四

號中改正法律案外二件ノ質疑ニ入ッタ時ニ、

河野君ト大藏大臣トノ質疑應答ガアリマシ

タ中、委員長ニ於テ速記錄ヲ削ルコトガ至

當ト認メマシテ、削ヅタ部分ガアリマスカ

ラ、左様御諒承置キヲ願ヒタイト思ヒマ

ス——山川賴三郎君ガ質疑ヲ繼續サレルコト

ニナツテ居リマスガ、只今御席ニ居リマセ

ヌ、山川君ノ質問ニ關聯シテ、稻田君ガ發

言ヲ求メテ居ラレマスカラ、此際稻田君ニ

御許シヲ致シマス——稻田君

方興行稅ハ、六十年前ノ太政官時代カラ存

在シテ居リマス舊式ノ徵稅法ニ依ッテ徵稅セラレテ居ルノデアリマスガ、現在デハ沟ニ不合理且ツ過重ナル負擔ヲサセラレテ居ルノデアリマス

〔委員長退席、河野委員長代理著席〕

第六十五帝國議會ニ於テ、議員提出法律案トシテ、此地方稅ノ興行稅ヲ國稅トシテ營業収益稅ニ改メルコトニ致シマシテ、衆議院ヲ通過致シマシタガ、不幸ニシテ貴族院ニ

於テ二度トモ審議未了ニ終リマシタ、其後昭和十年岡田内閣ノ第六十七議會ニ於テ、遂ニ貴衆兩院ヲ通過シタノデアリマス、其當時政府當局ニ於テモ、出來ルダケ早ク準備シテ之ヲ實施スルト云フコトヲ答辯ラシテ居フレマスニ拘ラズ、同年四月十九日ニ公布ニナッテ居ルノデアリマスガ、滿三箇年ヲ經過スル今日ニ至ル迄、帝國議會ヲ通過シタ法律案ガ實施サレヌト云フコトハ、洵ニ議會政治ト致シマシテ不可解ナコトデアルト私ハ思ッテ居リマス、斯ノ如キハ院議無視デアルノカ、憲法無視デアルノカ知リマセヌガ、政府ノ一二ノ官吏——ト言ウテハ語弊ガアルカモ知レマセヌガ、一二ノオ役人達ノ御考次第ニ依ッテ、御裁可ヲ乞ウテ公

布セラレテ居ル法律案ガ、三年間モ實施サレズニ、今日マデ不合理ナ徵稅ガ行ハレテ居ルト云フ風ナコトガ、一體アル譯ノモノニアリマセウカ、私ハ大藏大臣ガ御居デニ

此點ニ付テハ議會政治ノ面目ノ爲ニモ問ヒタイノデアリマスケレドモ、御居デニナリマセヌカラ、局長サンカラ一ツドウ云フ意味ノモノデアルカ、御聽カセ願ヒタイノデアリマス

○大矢政府委員 當時此法案が通過シタ場合ニハ、直チニ之ヲ施行スルト云フコトデハナカツタノデアリマシテ、法律トシテ成立シタ、故ニ適當ノ時期ヲ見テ成ベク早イ機會ニ於テ之ヲ施行シヨウ、斯ウ云フコトニナッテ居ツタノデゴザイマス、其後各種ノ事

會ニ於テ之ヲ施行シヨウ、斯ウ云フコトニカツタノデゴザイマス、此度國稅ト致シマシテ、後始末ガ付キマセヌト——地方ハ相當ノデアリマスカラ、此後ノ代リニ財源ト云大キナ、數百万圓ノ財源ヲ失フコトニナルモノヲ發見致シマセヌト、唯減リッ放シニスル譯ニ參リマセヌ、所ガ相當多額ナ金デアリマスガ爲ニ、此代リノ財源ヲ見付ケルコトニ相當困難ガアリマシテ、隨ヒマシテ

協贊ヲ得マスレバ、此法律ノ施行ト同時ニ今御話ノアリマシタ法律ノ施行ヲ致シマシテ、法人ニ對シマシテハ、國稅トシテ、演藝デアルノカ、憲法無視デアルノカ知リマセヌガ、政府ノ一二ノ官吏——ト言ウテハ語弊ガアルカモ知レマセヌガ、一二ノオ役人達ノ御考次第ニ依ッテ、御裁可ヲ乞ウテ公

財政ノ關係カラデゴザイマスノデ、其點ハ方局長ガ御見エニナツテ居リマスカラ、地

方局長カラ御答シテ戴カウカト存ジマス御急ギダサウデスガ、山川サンノ質疑ノ方ヲ先ニシテ戴イテハ如何デセウ

○河野委員長代理 稲田サン、地方局長ハ

コトヘ、決シテ好マシイ事デハナイト思ヒマス、唯併シ今主稅局長カラ申サレマシタヤウニ、此法律ガ成立致シマシタ當時カラ、直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ成立致シテ居リマスガ、主トシテハ財源關係直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ

八百万圓程度デ濟シテ居ル、之ヲ今日七

八百万圓取ラウトシテ居ラレルノデスカラ、其內容ニ於テ全然違フ、非常ナ院議無視デアルト思ヒマス、百万圓位デ濟ムヤウニ、三年前ニ營業収益稅法ヲ改正サレタモノヲ

実施セズシテ、今日國稅ニ直サレマスケレドモ、ソレハ六七百万圓ヲ見込マレテ居ルノデアリマスカラ、內容ガ非常ニ違ヒマス、ソレハ甚シク院議無視ダト私ハ考ヘマス、ソレハ別ノ機會ニ於テ私ハ間ウテ見タイト思ヒマスカラ、之ヲ以テ山川君ニ御讓リ致シマス

○稻田委員 主稅局長、地方局長カラ御話モアリマシタガ、地方ノ財源ヲドウトカ云フ事情ハアリマセウケレドモ、陛下ノ御裁可ヲ乞ヒ、公布ヲシテ居ルモノヲ、三年間モ引張ツテ今日ニ及ンデ——今日之ヲ國稅ニ直スカラ其目的ハ達セラレテ居リマスケレドモ、其當時ノ國稅營業ノ収益稅ニ致シマス、唯併シ今主稅局長カラ申サレマシタヤウニ、此法律ガ成立致シマシタ當時カラ、直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ成立致シテ居リマスガ、主トシテハ財源關係直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ

トナシニ其趣旨ヲ達成スルコトガ出來ルノデアリマスカラ、非常ニ結構ナコトデアルト考ヘテ居リマス

○稻田委員 主稅局長、地方局長カラ御話モアリマシタガ、地方ノ財源ヲドウトカ云フ事情ハアリマセウケレドモ、陛下ノ御裁可ヲ乞ヒ、公布ヲシテ居ルモノヲ、三年間モ引張ツテ今日ニ及ンデ——今日之ヲ國稅ニ直スカラ其目的ハ達セラレテ居リマスケレドモ、其當時ノ國稅營業ノ収益稅ニ致シマス、唯併シ今主稅局長カラ申サレマシタヤウニ、此法律ガ成立致シマシタ當時カラ、直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ

成立致シテ居リマスガ、主トシテハ財源關係直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ

成立致シテ居リマスガ、主トシテハ財源關係直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ

成立致シテ居リマスガ、主トシテハ財源關係直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ

成立致シテ居リマスガ、主トシテハ財源關係直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ

成立致シテ居リマスガ、主トシテハ財源關係直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ

成立致シテ居リマスガ、主トシテハ財源關係直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ

成立致シテ居リマスガ、主トシテハ財源關係直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ

成立致シテ居リマスガ、主トシテハ財源關係直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ

成立致シテ居リマスガ、主トシテハ財源關係直チニ之ヲ實行シ得ルカドウカニハ、相當疑問ガアツタノデアリマシテ、斯ウ云フコトハ

デアリマスガ、從來地方稅トシテ相當ノ金額ヲ各府縣テ徵收シテ居ツタノデゴザイマス、ソレデ之ニ對スル附加稅モ取ッテ居ルノスガ、昨日此事ニ付テ主稅局長ニ御伺致シマシタ所ガ、是ハソレニ該當スル所ノ交付アリマス、ソレヲ信用致シマシタラ、モウ金ヲ別ニスル見込デアルト仰セラレタノデ御伺致ス必要ガナイヤウナモノデアリマスケレドモ、今一應此事ニ付テシッカリシタ御答辯ヲ得テ置キマセヌト、片方ダケ承ツタノデハ確カデナイト思ヒマシテ、茲ニ御伺スル譯デアリマス、其地方稅ノ缺陷トナツタモノニ付テハ、其金額ハ凡ソドノ位デアルカト云フコトヲ御伺申上ゲマスコトト、ソレカラ其金額ヲ補充スル途ハ、昨日地方財政補給金ノヤウナモノデ別ニ交付スルコトニナツテ居ル、斯ウ云フ風ニ言ハレタノデアリマスガ、補給金デ交付サレルコトニナリマシタラ、一億圓ノ補給金ト決ツテ居ルノデアリマス、ソレカラソレガ一億圓デハ足リナレテ來テ居ル、斯ウ云フ場合デアリマスカレ、尙ホ五千万圓ノ増額ヲ是非共仰ガナケ

レバナラヌト云フコトヲ、全國ノ各町村長  
或ハ農會長カラ吾々ノ手許ニ、電報又ハ葉  
書デ毎日何百通ト云フモノヲ以テ吾々ハ責  
メラレテ居ルノデアリマス、是レ位補給金  
ノ増額ヲ請求シテ居リマス場合ニ、其補給  
金ノ中カラ地方稅ノ方ヘ廻サレルト云フコ

○坂政府委員 今度支那事變特別稅法トカ  
或ハ臨時租稅措置法等ノ稅關係ノ法律ノ改  
正ガアリマス爲ニ、ソレハ地方稅ノ方ニモ

正式ニドウ云フ程度ノ御發表デアルカハ知  
リマセヌケレドモ、兎モ角モ相當其點ナド  
モ考慮セラレマシテ増額ヲセラレルコトト

思ヒマス、隨ヒマシテ現在既ニ御協贊ヲ得  
テ居リマス一億圓ノ中カラ割イテ、ソレニ  
廻スト云フコトハ考ヘテ居リマセヌノデア  
リマス、一意圓ヘ一意圓トンテ、別ニ兌開

係ニ基ク不足ノ分ハ、補給金ノ増額デ其穴埋メヲ致スノデアリマス、大體サウ云フ考デアリマスカラ、御心配ノヤウナ點ハナカ

ラウカト思フノデアリマス  
○山川委員 無論一億圓ノ中カラ御取リニ  
ナルコトハナイト思ッテ居リマスガ、今度御  
増額ニナルノハ三千万圓ダト漏レ聞イタノ

デアリマスルガ、三千万圓デモ不足ナノデア  
リマス、ドウシテモ合計一億五千万圓ニシ  
テ貰ハナケレバ、モウ百姓ハイケナイノデ  
アリマス、涸渴シテ居リマスル町村ノ財政  
ヘ三千万圓假ニ御廻シ下サタ所デ、コンナ

レバナラヌト云フコトヲ、全國ノ各町村長、

タイノデアリマス、幸ヒ昨日御答辯下サキ  
イマシタ主税局長サンモオ居ニナルコト

スカ、考ヘラレル方法デアリマスノデ、此  
補給金ヲソレニ相當スルダケノ額ハ増額シ

地方稅ノ補填ニ一千万圓引カレテ シマツタ  
ラ、二千万圓シカ廻シテ貰ッタコトニナラ  
ス、ソレカラ又御承知ノ和稅ノ減額ト云フ  
ヤウナモノガ一千何百万圓ニナリマスルガ、  
此間大藏大臣ハ何カヤ、コシイコトヲ言ウ  
テ、實際ハ一千七百万圓程町村ノ收入ガ減  
ルヤウニナルト言ハレタ、大藏大臣ノ言ハ  
レルコトデアルカラ間違ナカラウト思ウテ  
居リマスルガ、サウシタラ其減額ハ一千七  
百万圓ヲ引イテ、ソコノ所ニ又今度新ニ一千  
万圓持ツテ行カレルトスルト、二千七百万圓  
引カレテシマフコトニナル、三千万圓増シ  
テ貰ウテ二千七百万圓引イテシマッタラ三  
百万圓シカ残ラヌ、サウスルト一億三百万圓  
ト云フコトニナツテシマフ、マルデ落語家ニ  
聞イテ居ル壺勘定デ、廻シタ～ト言ツテ  
廻シタ所デ、片方カラ引カレテシマッテ、差  
引足ラヌヤウナコトニナツテシマフ、ソレデ  
ハ吾々ガ今日マデ渴望致シテ色々熱心ニ御  
願シテ居ツタコトハ無ニナツテシマフ、ソレ  
デハ私共歸リマシテ、鄉閭ノオ百姓ノ代理ダ  
ト云ツテ選舉セラレテ、百姓ノ爲ニ勵キマス  
ドト云ツテ、丸々三千万圓貰ッタラ宜イノデ  
アルガ、其中デ千七百万圓引カレル、今度

スウ云フコトガアルカラ一千万圓引カレル、  
ソンナコトヲ言ツタナラバ、寧口其儘放ツテ  
置イテ一億圓カツチリ貰ッタ方ガ得ニナリハ  
センカト言フニ違ヒナイ、ソレデヤ壺勘定  
デス、ソンナ勘定デ引カレルト大變デス、  
ソコノ所ハシッカリ聽イテ戴キタイ、詰リ只  
今ノ御答辯ノ、地方稅ノ此度ノ改正ニ依ツテ  
生ズル缺陷ノ一千万圓、是ハ兎ニ角地方財  
政補給金以外ノモノデアルト云フコトヲ、  
シッカリ間違ヒナイ所デ言ウテ戴キタイ、ソ  
シテ一億三千万圓デモ一億五千万圓デモ戴  
キタイ、十二年度ニヤツタヤウナ風ニシテ  
思ヒマスカ

○高橋委員長 稲田君、先程ノ御發言ノ繼  
續ヲ御願致シマス  
○稻田委員 演劇ニ課シマス稅ノヤリ方ハ  
國稅ガ宜イト思ヒマスカ、地方稅ガ宜イト  
思ヒマスカ

○大矢政府委員 先程申シマシタ通り、法  
ガ、新タナ名前ノ下ニ先操リ～引カレル  
ト云フコトハ辛抱ノ出來ヌコトデアリマス、  
此處ヲ一ツシッカリ承リタイ、若シ聽カズニ  
置イテ、或ハシッカリシタ御答辯ガ出來ヌト  
云フコトナラバ、ドウゾ一ツ大藏大臣ナリ  
内務大臣カラ贍ヲ固メタ上デ御答辯ヲ願ヒ  
タイ、サウデアリマセヌト私共ハ安心ガ出  
來マセヌ、ドウゾ此點ニ付テモウ一度御答  
辯ヲ願ヒマス

○坂政府委員 補給金ガドノ程度ノ増額ニ  
ナルカ、ドウ云フ考デソレヲ増サレルカト  
云フコトヲ私共カラ申上ゲルノハマダ其時  
機デアリマセヌシ、又私ガ申上グベキ筋ノ  
モノデモアリマセヌノデ、サウ云フ御質問  
置イテ一億圓カツチリ貰ッタ方ガ得ニナリハ  
ノ御趣意デアリマスナラ、是ハ能ク大臣ニ  
セんカト言フニ違ヒナイ、ソレデヤ壺勘定  
デス、ソンナ勘定デ引カレルト大變デス、  
ソコノ所ハシッカリ聽イテ戴キタイ、詰リ只  
御傳ヘ致シテ置キタイト思ヒマス  
○山川委員 ソレデ私ハ結構デス、大臣カ  
ラ又改メテ御答辯下サルコトヲ御願致シマ  
ス

○高橋委員長 稲田君、先程ノ御發言ノ繼  
續ヲ御願致シマス  
○稻田委員 演劇ニ課シマス稅ノヤリ方ハ  
國稅ガ宜イト思ヒマスカ、地方稅ガ宜イト  
思ヒマスカ

○大矢政府委員 先程申シマシタ通り、法  
ガ、新タナ名前ノ下ニ先操リ～引カレル  
ト云フコトハ辛抱ノ出來ヌコトデアリマス、  
此處ヲ一ツシッカリ承リタイ、若シ聽カズニ  
置イテ、或ハシッカリシタ御答辯ガ出來ヌト  
云フコトナラバ、ドウゾ一ツ大藏大臣ナリ  
内務大臣カラ贍ヲ固メタ上デ御答辯ヲ願ヒ  
タイ、サウデアリマセヌト私共ハ安心ガ出  
來マセヌ、ドウゾ此點ニ付テモウ一度御答  
辯ヲ願ヒマス

○稻田委員 國稅ガ大體ニ於テ宜シイト云  
ス

○坂政府委員 補給金ガドノ程度ノ増額ニ  
ナルカ、ドウ云フ考デソレヲ増サレルカト  
云フコトヲ私共カラ申上ゲルノハマダ其時  
機デアリマセヌシ、又私ガ申上グベキ筋ノ  
モノデモアリマセヌノデ、サウ云フ御質問  
置イテ一億圓カツチリ貰ッタ方ガ得ニナリハ  
ノ御趣意デアリマスナラ、是ハ能ク大臣ニ  
セんカト言フニ違ヒナイ、ソレデヤ壺勘定  
デス、ソンナ勘定デ引カレルト大變デス、  
ソコノ所ハシッカリ聽イテ戴キタイ、詰リ只  
御傳ヘ致シテ置キタイト思ヒマス  
○山川委員 ソレデ私ハ結構デス、大臣カ  
ラ又改メテ御答辯下サルコトヲ御願致シマ  
ス

○大矢政府委員 先程申シマシタ通り、法  
ガ、新タナ名前ノ下ニ先操リ～引カレル  
ト云フコトハ辛抱ノ出來ヌコトデアリマス、  
此處ヲ一ツシッカリ承リタイ、若シ聽カズニ  
置イテ、或ハシッカリシタ御答辯ガ出來ヌト  
云フコトナラバ、ドウゾ一ツ大藏大臣ナリ  
内務大臣カラ贍ヲ固メタ上デ御答辯ヲ願ヒ  
タイ、サウデアリマセヌト私共ハ安心ガ出  
來マセヌ、ドウゾ此點ニ付テモウ一度御答  
辯ヲ願ヒマス

○稻田委員 國稅ガ大體ニ於テ宜シイト云  
ス

ト云フ意味ノモノデアルカ、サウ云フ意味  
デ主税局長ノ課稅方針ヲ承リタイト思ヒマ

ハ思ヒマス、ソレハ私ノ主觀的ナ意見デア  
リマスカラ別問題ト致シマスガ、負擔ノ均

キノアルコトニ付キマシテノ、主税局長ノ  
御意見ガ承リタイ

ガ負擔者ニナルノデゴザイマシテ、營業收

○大矢政府委員　此度國稅ト致シマシテ入  
場稅ヲ創設スルニ至リマシタ事由ハ、昨日  
モ參與官カラ御答シテ居ラレタ通リデゴザ

衡ヲ考ヘテ居ルト言ハレマスルケレドモ、  
何故ニ千分ノ百ト云フヤウナ莫大ナ率ヲ課  
シテ居ラレルノデアリマセウカ、前ニ東京  
府ニ於キマシテ同ジヤウナ觀覽稅ヲ取ッタ

○大矢政府委員 現在地方ノ税トシテ演劇ニ對スル課稅、即チ營業収益稅ニ代ル分子モアルノデゴザイマス、又地方ニ依リマシ

マス、隨ヒマシテ營業收益稅ノ性質ヲ帶ビ  
テ居ルモノト、此觀覽者ノ負擔スペキ消費  
稅ノ性質ヲ帶ビテ居ルモノト兩者ヲ比較致  
シマシテ、負擔ノ均衡ヲ得ルヤ否ヤト云フ

イマシテ、此事變下ニ於テ、事變費ノ一部  
ヲ廣ク國民ガ其分ニ應ジテ負擔シヨウト云  
フ趣旨カラ發足シテ居ル次第ゴザイマス、  
入場稅モ其一ツデゴザイマス

コトガアリマスガ、其當時ニ於キマシテハ、一圓五十錢ヨリ二圓ニ至ル迄ノモノニ、僅ニ二錢シカ觀覽稅ヲ課シテ居フヌ、即チ千分ノ十シカ課ケテ居ラヌ、其東京府ガ五六

テハ、觀賣者ガ負擔スル租稅、即チ此度國稅デ起シマシタ入場稅ノ性質ヲ有スル稅ヲ課シテ居ル所モアリマスルシ、又兩者ガ或ル程度加味サレテ居ル所モアルノデゴザイマ

御議論ヲナサイマスノハ如何カト存ゼラレ  
マス、尙ホ從來課税ヲ爲サレテ居ナカッタ  
所ノ博覽會、展覽會ノ入場者、或ハ學生其他  
「アマチュア」ノ「スポーツ」ヲ觀覽スル爲ノ

○稻田委員 只今ノ御話デ見マスト、負擔ノ均衡ハ別問題デアリ、國庫ノ收入ヲ無論圖ラレル譯デアルケレドモ、國庫ノ增收ト云フヤウナコトナド別問題デアツテ、唯單ニ一般ノ國民ニ戰費ヲ負擔サセルト云フ意味ニ於テ新シキ課稅ヲ考ヘタト云フコトニ取ツ

年前ニ課シテ居リマシタ千分ノ十、即チ一  
分内外ノ觀覽稅デサヘ不公平デアルト云ウ  
テ、昭和六年ノ三月ニ廢メテ居ルノデス、  
僅カ一分内外ノ課稅ガ重イト云フコトデ廢  
メテ居ルノニ、今度ハ一割ノ入場稅ヲ課ス  
ルト云フコトハ、私ハ負擔ノ均衡ガ全ク程

ス、東京府ノコトヲ例ニ舉ガラレマシタガ、東京府ノモノハ勿論觀覽者ニ對スル分モ或ル點マデハ加味サレテ居ルモノモアリマスガ、主トシテ營業収益稅的ノ性質ヲ持ッテ居ルモノデハナカラウカト存ジマス、詳シイコハ内務當局ノ方カラ御答シテ載キタイト思

入場者ト云フモノモ、等シク百分ノナト云  
獨リ演劇興行ヲ觀覽スル者ノミニ對シテ課  
稅ヲスルト云フコトデハアリマセヌ、負擔  
ノ均衡ハ十分得テ居ルモノト考ヘテ居ル次  
第デゴザイマス

○大矢政府委員 私ハ國民ガ其分ニ應ジテ  
戰費ノ一部ヲ負擔スル、斯ウ申上ゲタノデ  
アリマス、其分ニ應ジテト云フ言葉ノ中ニ  
ハ、負擔ノ均衡ト云フコトハ勿論十分含マ  
レテ居ル次第デゴザイマス

東京府ガ現ニ百分ノ一ガ重イト云フ意味ニ  
於テ廢メラレテ居ルノデスカラ、ソレガ百分  
分ノ十課スルト云フコトガ、果シテ負擔ノ  
均衡ヲ得テ居ルモノデアルカドウカ、戰費  
ノ負擔トハ言ハレマスケレドモ、負擔ハ負

ソレデ現在地方稅ト致シマシテ、斯ウ云フ  
色々ノ性質ヲ帶ビテ居ル所ノ演劇興行稅、  
或ハ觀覽稅ト云フモノヲ課稅シテ居リマス  
ガ、其課率ハ府縣稅トソレカラ市町村稅ヲ  
合シマシテ、大體百分ノ五程度ニ行ツテ居

テハ之ヲ考ヘテ居ラヌト云フコトデゴザイ  
マシタガ、奢侈稅デナイト致シマスルナラ  
バ、私ハ國民ノ七八割ノ人口ヲ占メテ居リ  
マスル中以下ノ人ガ、煙草モ喫マズ、酒モ飲  
マズシテ、本當ニ少年婦女子ト云フ者ハ活動

○稻田委員　局長ノ御話へ至ッテシドロモ  
ドロノヤウニ思ヒマスルガ、ドウモ負擔ノ  
均衡ト云フコトハ御考ニナツテ居ラヌト私

擔テ以テ、好イ加減ニシテ貰ハナイト面白クナイト思ヒマスガ、其東京府ニ於ケル前ノ入場税ト、今度ノ入場税トノ非常ナル開

ルノデハナカラウカ、高イ所ハ百分ノ十程度  
ニ行ツテ居ル所モアラウト存ジマス、此度國  
稅トシテ起シマスル入場稅ハ、是ハ觀覽者

寫眞以外ハ殆ド趣味、樂ミト云フモノハナ  
イト言ウテモ宜イ位ノモノデアル、サウ云  
フ低級ノ者ニ、奢侈デナイト云フナラバ成

第六類第六號 臨時租稅增徵法中改正法律案外七件委員會議錄 第十九回

和十三年三月十一日



ハ始終論議サレテ居ルコトアリマス、内務當局トシテモ十分御考究ニナッテ居ルコト存ジマス、一面今自動車ニ對シマシテハ、最近ノ時局ニ鑑ミマシテ、國產自動車獎勵ト云フヤウナコトモアリマシテ、ソレ等ノ點モ考慮致シマシテ、此入場料ニ對應スルヤウナモノヲ自動車運送方面ニ對シテ課稅スルト云フコトハ考ヘナカッタ次第デゴザイマス

○稻田委員 ドウモサウ云フ御答辯デハ納得出来マセヌガ、マア是ハ此程度ニシテ置キマス

第三ハ、今回ノ増稅ハ大抵ハ低イノハ一分位カラ、高イノハ一二割ノ增稅率ニナッテ居ルヤウデアリマスガ、此入場稅ノミハ私ハ非常ニ重クナッテ居ルト思ヒマス、之ヲ如實ニ申上げテ見マスト、廣田内閣ノ時ノ地方稅制ノ整理案ヲ基礎ニシテ申シマスト、現在ノ興行稅ガ高イト云フノデ、ソレヲ三分ノ一若クハ二分ノ一定程度ニ輕減ラシテ、其足ラナイ所ハ百五十万圓程度ノモノハ觀覽稅デ取立テヨウト云フ風ナ御趣旨デアッタラシイ、シテ見マスト、約百万圓カ百五十分圓程度ニ輕減サレテ居ルノデス、ソレカラ六十七議會ニ於テ協賛ニナッテ居ル法律案ガ、今日實施サレテ居リマセヌガ、ソ

レガ實施ニナリマスト、事實ニ於テ今日ノ興行稅ノ三分ノ一内外ニ減ツテ來ル譯ナノニアリマス、サウ云フコトヲ基礎ニシテ考ヘテ見マスト、ドウモ今回ノ收入ノ豫想ガスルニ多イヤウニ思ヒマス、尙ホ現行法デ三百萬圓乃至三百五十万圓取ツテ居ラレマスト、ドウシテモ私ノ考デハ、全體ノ興行關係カラ御取上ニナル金額ガ少クトモ七八百万圓ニナリハセヌカト思フ、サウ致シマスルト、他ノ方面デハ一割二割ノ增收デアルニ拘ラズ、此方面ニ於キマシテハ百万圓、百五十萬圓デ濟ンデ居ル筈ノモノヲ、七八百万圓モ御取リニナルヤウナ計畫デアルトスルト、非常ナル收入デアッテ、課稅ハ千分ノ百ト云フコトニナッテ居リマスケレドモ、實際ニ於テノ增收ノ率ト云フモノハ逆モソソナコトデヤナイト思フ、詰リソソナコトデヤナイト云フコトハ、活動寫真ヤ、芝居ヲ觀ル人ガソソナコトデヤナイ、大キナ負擔ヲスルヤウニナルノダラウ、興行者ガ大キナ負擔ヲスルノダラウト私ハ思フ、此點ニ付キマシテ詳細ナル御説明ガ願ヒタイ

○大矢政府委員 ドウモ御質問ノ御趣旨ガハッキリ分リ兼ネルノデアリマス、此度ノ増稅ハ一分乃至幾割トカノ増稅ダ、入場稅ノ方ハ非常ニ増稅ノ率ガ高イ、斯ウ云フ御話デゴザイマスケレドモ、ソレハドウ云フコトニア意味スルカ私ニハ諒解致シ兼ネマス、例ヘバ通行稅ノ如キハ、今マデナカッタノヲ今度新ニ起スノデアリマス、率デ言ヘバ一〇〇%ト言ヒマスカ、新稅ト云フモノハサウ云フモノダラウト思フ、ソレカラ入場稅モ、今地方稅トシテ課稅シテ居ル所ノ演劇興行稅ト云フモノハ、是ハ入場稅ノ性質ヲ帶ビテ居ルモノモアリマスケレドモ、又先程申上ゲマシタ通り、營業收益稅ノ性質ヲ帶ビテ居ルモノモ多分ニゴザイマス、東京市ノ如キハ、其營業收益稅ノ性質ヲ多分ニ持ツテ居ルモノダト思フノデアリマス、ソレト稅質ノ全然異ルモノヲ持ツテ來テ、サウシテ何倍ニナルカラ甚ダ不都合ダ、斯ウ仰セラレテモ、私ハ逆モ諒解ガ出來ヌノデゴザイマスノハ、ドウモ入場稅ハ、事變關係トハ言ヒナガラ少シ不公平デアリ、負擔ノ均衡ヲ沒却シテ居ルノデハナイカト思ヒマス、私ノ意見ト致シマシテハ、今モ御話ノヤウニ廣田内閣ノコトハマダ發表シテ居ラヌ、ドウデアルカ分ラヌト云フヤウナコトデモアリマスガ、大體現在三百万圓乃至三百四十五万圓ヲ地方稅トシテ興行稅デ取ツテ居ラル、其程度ノモノノ基礎トシマシテ、之ニ對シテ新稅或ハ增稅ニ依ツテ取立テラレマスモノヲ、低キハ一分、高キハ一二割程度ノモノニナサレル御意思ハナイカ、要スルニ廣田内閣ノ時ニ立案シ掛ケテ居リマシタルモノヲ基礎トサレルカ、或ハ六十七議會ニ於テ通過シテ居リマス國稅營業收益稅ヲ基

基礎ト致サレマスカ、現行ノ地方興行税ヲ基礎トサレルカ、何レニシテモ其程度ヲ基礎トシテ、全體カラ一二割程度ノ增收ヲ圖ラレルヤウニ、之ヲ御考直シニナルヤウナコトハ出來ナイモノデゴザイマセウカ、其點ヲオ聞カセ願ヒタイ

○大矢政府委員 色々ノ御趣旨ヲ伺ヒマシタガ、大體事變下ニ於キマシテ此程度ノ課稅ヲ致スノヘ、權衡上無理デハナカラウ、大體均衡ヲ得テ居ルノデハナカラウカ、斯ウ考ヘテ居ル次第アリマス

○稻田委員 然ラバ御尋致シマスガ、此新稅ニ依リマシテ、如何程演劇若クハ活動館ニ於テ取ラレ得ルヤウナ御考デアリマスカ、「ゴルフ」トカ或ハ運動競技ナドハ除キマシテ、收入ノ御豫算ガアリマスレバ聞カシテ戴キタイ

○大矢政府委員 年度ニ於キマシテ、演劇場ニ付キマシテハ二百六十万圓、活動寫眞館ニ付テハ四百万圓位デゴザイマス

○稻田委員 サウ致シマスト約七百万圓ノ稅額ニナリマスガ、現在ニ於キマシテハ三百万乃至三百十五万圓位ダト思テ居リマスケレドモ、倍額以上ノ收入ヲ見積テ居ラレルストレバ、活動寫眞ナリ演劇ナリヲ觀ル者ガ殖エナクテハ、其稅金モ殖エナ

イ、或ハ又興行者ガドウ云フ切符ノ賣リ方ヲスルカ知リマセヌガ、何レニシマシテモ

興行者ガ困ルカ、入場者ガ減ルカト云フ問題ニナリマシテ、政府ガソソナ莫大ナ收入ヲ御考ニナリマシテモ、却テ其收入ハナクナルヤウナコトニナリハシナイカ、餘リ收入ノ見積ガ多イト思ヒマスルガ如何デアリマスカ

○大矢政府委員 現在地方稅ト致シマシテ、道府縣及ビ市町村デ、演劇興行稅及び附加稅トシテ徵收シテ居リマスノハ約四百万圓程度デゴザイマス、ソレデ稅率モ地方稅ノ場合ト全ク同ジダト致シマスレバ、御話ノ通り入場者ガ五割増トカ云フ風ニナラナケレバ、是ダケノ稅收入ハ舉ゲラレナイノデアリマスガ、事變下ノ稅ト致シマシテ、地方稅ノ場合ヨリモ多少觀覽者ノ負擔モ多クナルト存ジマス、隨ヒマシテ國稅トシテノ六百六十万圓程ノ見積ハ、別ニ不當ナモノデモナカラウカト存ジテ居リマス

○稻田委員 政府ニ於カレマシテハ、此新稅ガ行ハレマシタ曉ニ於キマシテハ、此新稅ハ何者ガ負擔スルト思ヒマスカ、入場者ニ付シテ入ルト思ハレマスカ、興行者ガ負擔シテ入ルト思ハレマスカ、其稅金モ切符ヲ上ゲズニ負擔ヲスルト思ヒマスカ切符ヲ上ゲズニ負擔ヲ賣ル方法ニケレバナラヌ、洵ニ是ハ切符ヲ賣ル方法ニ

入場者即チ觀覽者ガ負擔スベキモノ、斯ウ存ジテ居リマス

○稻田委員 今主稅局長ハサウ仰シヤイマスケレドモ、假ニ三十錢ノモノガ一割上リマシテ三十三錢ニナリ、二十錢ノモノガ二ナルヤウナコトニナリマス、或ハ七

十錢ノモノガ七錢上リマシテ七十七錢ニナルト致シマシテ、一二二錢ノ切符ヲ賣リ、三十三錢ノ切符ヲ賣リ、七十七錢ノ切符ヲ窓口デ賣ルト思ヒマスカ、若シ賣ラレナイトスルナラバ、二十一錢ノモノガ二十五錢ニスルトカ、三十三錢ニナルケレドモ、上げ三十五錢ニスルトカ、七十七錢ヲ八十錢ニスルトカ、二十二錢ノモノハ興行主ガ負テ三十錢ニスル、三十三錢ヲ三十錢ニスル、七十七錢ニナルケレドモ、七十錢ニ興行者ガ負擔シテスルト云フ風ナ切符ノ賣リ方ヲセナクテハナラナイト思ハレマスガ、何レニ致シマシテモ、一方ニ於テハ入場者ガ非常ニ高イ切符ヲ買フコトニナリ、一方ニ於常ニ高イ切符ヲ買フコトニナリ、一方ニ於

ト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス、但シ之ヲ施行シテ行ク場合ニ於キマシテ、或ハ今御示シノヤウナコトモ起ツテ來ナイトハ限ラスト思ヒマス、消費稅ノ轉嫁ト云フコトハ立法者ノ考ヘテ居ルノト實際ノ施行トハ、時ニ多少ノ喰違ヒガ起ツテ來ルノハ、是ハ單リ入場稅バカリデナク、外ノ各種ノ稅ニ付キマシテモアルト存ジマス、唯本稅ノ性質ト致シマシテ、又大體ノ傾向トシテ、觀覽者、入場者ノ負擔スベキモノデアルト存ジマス、而シテ觀覽者ガ非常ニ高イ稅ヲ負擔スルト云フヤウナ御話デアリマスケレドモ、現在ニ於キマシテモ、地方稅トシテ或ル程度ノ負擔ヲシテ居ルノデアリマシテハ、其地方稅ガ大體廢止セラレマシテ、國稅トシテ課稅ヲ受ケル、其差額ダケ負擔ガ增加スル譯デアリマスカラ、入場稅ノ一割マル／＼新シイ負擔ダトモ申サレナイカト存ジマス、ソレカラ徵收方法ハ、切符ヲ發

於テ非常ナ面倒ヲ來ス、取ラレル方ハ唯取リサヘスレバ宜イト思ハレルカモ知レマセヌケレドモ、切符ヲ買フ方ヤ、切符ヲ賣ル方ハ非常ナ混雜迷惑ヲ來シマスガ、サウ云フ點ハチットモ御考ニナッテ居リマセヌカ

○大矢政府委員 私ハ此入場稅ノ性質ト致シマシテ、觀覽者ガ負擔スベキモノデアルト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス、但シ之ヲ施行シテ行ク場合ニ於キマシテ、或ハ今御示シノヤウナコトモ起ツテ來ナイトハ限ラスト思ヒマス、消費稅ノ轉嫁ト云フコトハ立法者ノ考ヘテ居ルノト實際ノ施行トハ、時ニ多少ノ喰違ヒガ起ツテ來ルノハ、是ハ單リ入場稅バカリデナク、外ノ各種ノ稅ニ付キマシテモアルト存ジマス、唯本稅ノ性質ト致シマシテ、又大體ノ傾向トシテ、觀覽者、入場者ノ負擔スベキモノデアルト存ジマス、而シテ觀覽者ガ非常ニ高イ稅ヲ負擔スルト云フヤウナ御話デアリマスケレドモ、現在ニ於キマシテモ、地方稅トシテ或ル程度ノ負擔ヲシテ居ルノデアリマシテハ、其地方稅ガ大體廢止セラレマシテ、國稅トシテ課稅ヲ受ケル、其差額ダケ負擔ガ增加スル譯デアリマスカラ、入場稅ノ一割マル／＼新シイ負擔ダトモ申サレナイカト存ジマス、ソレカラ徵收方法ハ、切符ヲ發



ラウト考ヘルノデアリマス、又是ガ平時ノ稅ト致シマスルナラバ、最低ガ二十錢デアルト云フコトモ考ヘル餘地ガアリ得ルカト思フノデアリマスガ、只今ハ事變中デアリマシテ、比較的斯ウ云フ娛樂慰安ト云フ方面ノ強イモノニ付キマシテハ、平時ノ考ヨリハ茲ニ餘計擔稅力ヲ見出ス、即チ精神的ニ言ヒマシテモ、出征兵士ノ勞苦ヲ考ヘマシテモ、斯ウ云フ際ニ幾ラカ軍費ニ貢獻スルコトガ適當カト考ヘマスルノデ、私ハ此原案ノ點ヨリ課稅ヲ致スコトニドウカ御贊成ヲ願ヒタイモノダト考ヘテ居リマス。

○稻田委員 只今大藏大臣ガオ居デニナリマセヌデシタケレドモ、主稅局長ニ御伺致シマシタラ、此入場稅ト云フモノヲ御取リニナル方針ト致シマシテ、昨日モ中村參與官カラモ御話ガアリマシタガ、負擔ノ均衡ト云フコトヤ、國稅ノ增收ト云フヤウナコトヲ餘リ眼目ニ置カズニ、唯單ニ一般國民カラ軍費ヲ負擔サセルト云フ意味ニ於テ、細民ノ方面カラモ斯ウシタ活動寫眞入場稅ノヤウナ稅金ヲ課スル方針デアルヤウナ御説明デアリマシタ、即チ負擔ノ均衡モ何モ御考ニナラズ、唯單ニ戰費ヲ一般ノ者ニ負擔サセルト云フ意味ニ於テ、農村ヤ労働者、少年婦女子ナドカラ零碎ナ稅金ヲ御取リニ

ナルコトヲ御考ニナッテヤラレタノデアリマスカ

○賀屋國務大臣 是ハヤハリ稅制トシマシテハ色々ナコトヲ考ヘナケレバナラナイノ

デアリマス、無論之ニ依ッテノ稅收入アレ

バコソ稅トシテ意味ヲ成シマス、負擔ノ衡

平モ考ヘナケレバナリマセヌ、其負擔ノ衡

致シマシテハ、斯ウ云フ方面ニ、平時トシテ考ヘルヨリモ餘計ニ課ケル方ガ、此際トシテハ負擔ノ衡平ヲ得テ居ルト思フノデアリマス

○稻田委員 大變長ク時間ヲ取ッテ恐縮デ

アリマシタガ、之ヲ以テ私ノ質問ヲ終リマス

○高橋委員長 午後ハ一時半ヨリ正確ニ續行致シタイト思ヒマス、重大ナ質疑應答ガアル筈デアリマスカラ、委員諸君ニハ議席ヲ保タレンコトヲ希望致シマス、是ニテ休憩致シマス

○大矢政府委員 競馬ニ付テノ御尋デゴザ

イマシタガ、地方競馬ノコトカト存ジマス、

地方競馬ニ對スル入場稅ノ課稅方ニ付キマシテハ、是ガ實施ニ當リマシテハ農林省トモ協議ヲ遂ゲマシテ遺憾ナキヨ期シタイト存ジテ居リマス

○小串委員 公認競馬ノ入場稅ハモウハッキリト入場稅ヲ取ッテ居リマスノデ、分ッテ居ルノデアリマスガ、地方競馬ハ先般ノ御答辯ニ依ルト、投票券附ノ入場券ヲ以テ入場料ト見做ス、但シ一人ノ買得ヲ二十四枚マデ許サレテ居ルノデスガ、一人ガ二十四枚カナケレバナラスト思フノデアリマスガ、其點ハサウ御認メニナッテヤッテ戴クコトニ承知シテ、此質問ハ打切リマス

○高橋委員長 ソレデハ開會致シマス、大藏大臣ニ對スル質問ガアルノデアリマスガ、

大藏大臣ハ只今貴族院ニ於テ答辯中ノ趣ラ

スカラ、間モナク御出席ニナルト思ヒマス

カラ、其儘御待チ願ヒタイト思ヒマス

三入場稅竝ニ物品稅ニ付テ當局ノ御考ヲ同

ヒタイト思ヒマス、入場稅中ノ競馬場ノ入

場稅ニ付キマシテハ岡本委員、服部委員カ

ラシテ見ルト云フ御挨拶デアリマシタガ、

又私カラモ御尋シタ當時ニ、何レ研究

其取扱方ニ付テ一應御答辯ヲ伺ヒタイト思

ヒマス

○大矢政府委員 競馬ニ付テノ御尋デゴザ

スガ、是等ハ實際論カラ言ヘバ非常ニ重複

スル稅ガ加算セラレテ居ルモノト考ヘテ居

リマス、隨テ實際ノ取扱ニ付テハ、ヤハリ

先頃本貞等ノ指摘シタヤウナ方法ニ依ツテ、

サウシテ實際ノ入場料ニ當ルモノニ對シテ課

スト云フ原則ハ、是非トモ御認メニナッテ戴

カナケレバナラスト思フノデアリマスガ、

其點ハサウ御認メニナッテヤッテ戴クコトニ

承知シテ、此質問ハ打切リマス

○高橋委員長 ソレカラ入場稅ノ中デ、私共ハドウ云フ取

扱ニナルカ、一寸疑惑ニ居ッテ居リマスノハ、舞

踊場、麻雀、撞球、「ゴルフ」「スケート」トカ

云フヤウナモノハ、或ハ「ゲーム」ヤ何カノ收

入ガアッテ、實際入場料金ヲ取ラヌ所モアル

ヤウニ聞イテ居リマス、サウ云フモノニ對

方ニ付テハ私共ノ指摘シタヤウニ、事實一

人ガ五人ニ計算サレタリ、色々ノ間違ヒガ

サウ云フコトノナイヤウナ適當ナ方法ヲ農

林當局トノ間ニ御協議ヲ遂ゲテアレバ、私

ハソレ以上ハ申サナイ積リデアリマス、唯

茲ニ御考願ヒタイノハ、公認競馬ハ先頭岡

本委員カラモ指摘セラレタヤウニ、一億何

千万圓ト云フ馬券ノ買得ニ對シテ、入場稅

ハ三十万圓ヲ期待シテ居ルノニ、地方競馬

ハ今當局ノ計算デハ九十万圓ト見テアリマ

スガ、是等ハ實際論カラ言ヘバ非常ニ重複

スル稅ガ加算セラレテ居ルモノト考ヘテ居

リマス、隨テ實際ノ取扱ニ付テハ、ヤハリ

先頃本貞等ノ指摘シタヤウナ方法ニ依ツテ、

サウシテ實際ノ入場料ニ當ルモノニ對シテ課

スト云フ原則ハ、是非トモ御認メニナッテ戴

カナケレバナラスト思フノデアリマスガ、

其點ハサウ御認メニナッテヤッテ戴クコトニ

承知シテ、此質問ハ打切リマス

スル課税ノ方法ヲ伺ッテ置キタイ

○大矢政府委員 撞球場、「ゴルフ」場、舞踏

場等ノ入場税ノ算定ニ付テハ、詳細命令デ

規定スル積リデゴザイマス、舞踏場ニ於キ

マシテハ入場料トシテ徵收シナイデ、内部デ

「チケット」デ料金ヲ取ッテ居ルヤウニ存ジテ

居リマスガ、ヤハリ課税スルコトニナルト

思ヒマス、ソレカラ撞球場ニ付キマシテハ、

「ゲーム」代、「ゴルフ」場ニ於キマシテハ「グ

リーン・フィート」ト云フヤウナ、ソレド

適當ノモノヲ以テ計算シテ課税スル方針デ

アリマス、全然料金ヲ取ラナイ撞球場、サ

ウ云フモノニ對シテハ勿論課税ハ致サナイ

積リデアリマス

○小串委員 入場税デモウ一つ伺ヒマス、

先刻當局ノ御答辯ニ依ルト、演劇デ二百五

十万圓、活動寫眞デ四百万圓ノ課税ガ見積ツ

テアルサウデアリマスガ、自分ノ考ヘル所

五六百ノ活動寫眞館デモ、恐らく其三分ノ

二以上ハ二十錢以下デ課税ニナラスト思フ

ノデアリマス、尙ホ現在ノモノデモ相當大

量ノ人ヲ集メ得ラレル所デハ、二十錢デ二

錢ノ稅ヲ拂フヨリモ、十八錢ニシテ觀衆ヲ

集メタ方ガ宜イト云フ結果ニナリマスカラ、

餘程減收ヲセネバナラヌカト思ヒマスガ、  
サウ云フ減收ヲ見テモ、計算上是ダケノ收  
入ガアルト云フ御見込デアリマスカ、ドウ  
デスカ  
○大矢政府委員 或程度ノ減收ハ見積ツテ  
計算シテ居ル次第デアリマス  
○小串委員 次ニ物品稅ニ付テ少シ伺ヒタ  
イノデスガ、物品稅ハ例ノ稅法ノ第五十條  
ニ、輸出スルモノハ稅ヲ課サスト云フヤウ  
ニナッテ居リマス、所デ自分ノ聞ク所ニ依ル  
ト、現在米國其他ノ海外諸國ニ於テノ關稅  
ノ標準ハ、國內ノ時價ト云フモノヲ標準ニ  
シテ居ルト云フコトデアリマス、ソレデア  
ルカラサウ云フ物品ニ限ツテ特ニ輸出稅ヲ  
免稅スルトカ、物品稅ヲ免稅ヲシテモ、海  
外ノ方デハヤハリ内地ニ於テ物品稅ヲ課シ  
タ爲ニ物價ガ騰ツタ、騰ツタ物ニベヤハリ同  
ジヤウニ外國デハ稅ヲ課セラレル、サウ云  
フコトデ、折角輸出ヲ獎勵シヨウト思ツテ  
モ、獎勵ノ目的ヲ達シナイコトニナルノデ  
ハナイカト云フコトニ付テ、ドウ云フ御考  
デアリマスカ

○大矢政府委員 是ハ過日岡本委員カラ御  
尋ガアリマシテ、御答致シテ置キマシタガ、  
米國其他數箇國ニ於キマシテ從價ニ依ッテ  
關稅ヲ課シテ居ル場合ニ、今御話ノヤウナ  
規定ガアルノデゴザイマスガ、ソレハ卸賣

ノ價格ヲ標準ニシテ居ルノデアリマス、隨  
二種甲類ノ中ニハ、隨分似タ物ガアリ、サ  
ウシテ又所謂海外輸出ヲシテ居ル物ガ澤山  
點ヲ付シテ、甲類ノ例ヘバ寫真機ノヤウナ  
モノデアルトカ、「フィルム」ダトカ、蓄音器  
ダトカ、雙眼鏡ダトカ云フヤウナモノガ、  
悉ク免稅點ガナイト云フコトハ、此品目ノ  
分ケ方ニ少シ無理ガアルノデハナイカ、一  
體先刻申上ゲタヤウナ關係カラ、輸出ノ獎  
勵ヲ爲スペキヤウナ雜貨ニ對シテハ、成ベ  
ク免稅點ヲ置イテ、サウシテ今日輸出ノ減  
退シテ居ル際ニ、獎勵ノ途ヲ講ズルノガ至  
當デハナイカト思ツテ居リマス、是ハ何カ分  
ケタ時分ニサウ云フコトハ必要ハナイ、其  
方ガ宜イト云フ根據ガアルカドウカ  
○大矢政府委員 第二種ノ甲類ハ、物品其  
物ガ比較的負擔力ノアル方面ノ人ガ購入ス  
ルモノ、斯ウ認メマシテ、價格ニ於テ免稅  
點ヲ設ケルコトハ致サナイ次第デゴザイマス、  
唯規格、用途等ニ付キマシテ、或ハ「ラヂオ」  
ト云フヤウナモノ、或ハ自動車ト云フヤウ  
ナモノニ付テハ免稅ヲ考ヘテ居ル次第デア  
リマス、是ハ今申上ゲタノハ第二種乙類ノ  
方デアリマス、ソレカラ玩具ト認メラレル  
ヤウナモノハ、從來ハ或ル價格以上ノ物ハ

課稅ノ扱ヲシテ居リマシタケレドモ、本法施行後ハ其扱ヲ多少改メマシテ、樂器ノ如キモノデ玩具ト認メラルヤウナモノハ免稅致シマシテ、輸出ニ支障ヲ來サナイヤウニ致シタイト存ジテ居リマス、第一種ノ乙類ハ、例ヘバ家具ノ如キ、或ハ履物ノヤウナモノハ、ドウシテモ是ハ或ル價格以上ノモノニ課稅ヲシナケレバ物品課稅ノ本質ニ副ハナイ點ガアリマスノデ、免稅點ヲ置イタ次第ニアリマス

○小串委員 先程ノ輸出ニ關スルモノニ付テハ、特別ニ或ル品目ニ付テハ外國ニモ問合セテ見タイト云フコトデアリマスガ、今

私ノ申上ゲタヤウナ品物ニ付テ、即チ輸出ノ價格ヲ引上ゲルヤウナモノニ付テハ、私ハドウシテモ相當ノ考慮ヲシテ戴イテ、其原價ヲ引上ゲナイコトガ必要デハナイカ、無論「ラヂオ」ノヤウナモノハ免稅點ヲ置カナケレバナラヌ、一般大衆的ニ瓦ルモノニ付テハ、命令ヲ以テ自動車ト同様ニ考慮スルト云フコトデアリマス、サウ云ッタヤウナ品目ニ付テ一々申上ゲル考ハアリマセヌガ、大藏省ニ於テモサウ云ッタ大衆的ナ、所謂生活必需品ノ第一義的ニ近イ品物ニ對シテハ、餘程御考慮ニナッテ、此稅ガ幾分カ減收ニナッタ所デ——是ハ寧ロ國民ガ戰爭ニ對

シテ、成ベク多數ノ者ガ皆戰費ヲ負擔スル性質カラ課シタモノガ多イダラウト思ヒマスガ、サウ云フヤウナモノハ適當ニ私ハ當ニ課稅ヲシナケレバ物品課稅ノ本質ニ副ハナイ點ガアリマスノデ、免稅點ヲ置イタ次第ニアリマス

○松隈政府委員 一寸確メテ參リマセウ

○前田委員 過日同族會社ノ課稅ニ付テ御伺致シマシタガ、私共ハ同ジ同族會社デモ、保全會社ト事業會社トハ課稅ノ方針ヲ異ニスル必要ガアルヤウニ考ヘルノデアリマス、殊ニ同族會社ノ加算稅ノ問題デアリマスガ、申ス迄モナク現在ノ稅法ニ依リマスト、七割以上配當ヲシナケレバソコニ加算稅ガ掛ツテ來ル、斯ウ云フコトニナッテ居リマスノデ、ドンヽト配當シテ來ル、隨テ社内ノ保留金ト云フモノハ餘リ溜ラナイ、斯ウ云フコトニナッテ居ルモノガ隨分アルノデアリマスガ、ゴザイマス、然ルニ同族會社ノ事業會社ノ高橋委員長 大藏大臣ハマダ餘程暇ガ掛リマスカ

迄モナインデアリマス、是ハ獨リ海運業ノミナラズ、何レノ事業トシテモ、事變後ノ反動ト云フコトヲ考ヘテ、出來得ル限リ銷却スペキモノハ銷却シ、又積立ツベキモノハ積立テテ、社内ヲ堅實化スルコトガ最モ必要ダト思フ、今ニ於テ事業會社ハ其點ニ付テ十分留意シテ、出來得ル限リ內容ヲ堅實ニシナケレバナラヌニ拘ラズ、現在ノ同族會社ハ今申上ゲル如ク、七割以上ノ配當ヲシナケレバ加算稅ガ課カル、デアルカラ配當ヲ無暗ニヤツテ、社内ノ保留金ハ殖エナイト云フコトデアッテハ、一朝不況時ニ遭遇スルト、内容ガ非常ニ惡クナル、或ハ破產シナケレバナラヌ、斯ウ云フヤウナ運命ニナルト想像サレルノデアリマスカラ、私ハ戰後ノ經營ト云フコトヲ考ヘラレテ、同族會社ノ加算稅ニ付テハ相當ナル是正ヲシナケ

シテ、成ベク多數ノ者ガ皆戰費ヲ負擔スル性質カラ課シタモノガ多イダラウト思ヒマスガ、サウシテ現在儲カツテ居ル間ニ、モ、恐ラク此好況ト云フモノハサウ永ク續スガ、サウシテ此好況ト云フモノハサウ永ク續局者ガ御考ニナッテ、命令ヲ持ヘル時分ニ之ヲ按排シテ戴クコトガ宜イノデハナイカト思テ居リマス、私ノ質問ハ之ヲ以テ終リト致シマスルガ、此希望ヲ申上ゲテ置キマス

○大矢政府委員 此同族會社ニ對スル加算稅ノ規定ハ、所得稅法ノ第二十一條ノ一二ニ

ゴザイマシテ、仰セノ通リ其事業年度ニ於ケル留保金ガ普通所得ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ超過スル時ハ、其超過額ニ對シテ加算稅ノ規定ヲ適用シ得ルコトニナッテ居リマス、現在實際ノ施行ノ狀況ヲ申上ゲマスト、有價證券、不動產ノ如キモノノ保全ヲ目的トシテ居リマス所ノ保全會社ニ對シテハ、全部之ヲ適用スル方針ヲ執ツテ居ルノデアリマスガ、其他ノ事業會社ニ付キマシテハ、株主ノ數トカ、其事業ノ性質、其株式ガ取引所ニ上場セラレマシテ公定相場ガアルトカ、又配當ハ所得ニ對シテ或ル程度以上ヤツテ居ルトカ、各種ノ狀況ヲ能ク考ヘマシテ、一般ノ同族會社ニアラザル事業會社トノ權衡ヲ十分ニ考慮シテ、之ガ適用不適用ヲ定メテ居ルノデゴザイマス、最

近ノ適用ノ状況ヲ申上ゲマシテモ、昭和十一年度分ノ決定ニ付キマシテハ、是等事業ヲ營ンデ居ル同族會社ノ數ハ一万三千餘デゴザイマスガ、其中ニ此適用ヲ受ケタモノハ千二百餘ニナツテ居リマシテ、一割ニ満タナイ状況デゴザイマス、昭和十二年度上半期分ニ付キマシテモ五千六百餘ノ中ニ、此適用ヲ受ケタモノハ五百三十餘ニナツテ居ルト云フ有様デアリマシテ、此第二十一條ノ二ノ規定ヲ其儘ニ適用スレバ、是等ノ會社ハ全部加算稅ノ賦課ヲ受ケルノデゴザイマスガ、今申上ゲマシタ通リ大體其一割ニ足ラナイ數ノ會社ガ之ヲ適用セラレマシテ、大多數ノ九割餘ハ適用ヲ受ケテ居ナイ状況デアリマス、尙ホ今縷々御述ベニナリマシタヤウノ事情モアリマスノデ、今後是ガ適用ニ當ツテハ尙ホ慎重ヲ期シテ十分御趣旨ニ副フヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス

○前田委員 私ノ御尋致シテ居ルノハ、現在適用ヲサレテ居ル一割ノ分デス、是ハ隨分困リマス、長ラクノ間不況時代ヲ忍ンデ來テ、今漸ク芽ガ出テ利益ガアル、ソレヲ全部分配シテシマハナケレバナラヌ、積立ヲスルコトガ出來ナイ、若シ戦後不況ノ時代ニ遭遇スルト、忽チ破産ノ境遇ニナル、斯ウ云フモノガ此一割ノ中ニ相當アラウト

レテ居リマスル一割程度ノモノニ付キマシテモ、今御説明ノ如ク十分ニ一ツ考慮サレテモ、ヤハリ相當戰後不況時代ニモ堪ヘ得ルヤウニ御處理ヲ願ビタイト思ヒマス、尙ホ私ハヤハリ同族會社ノ中デ、保全會社ト事業會社ノ課稅ノ方針ハ何トカ一ツノ適正ニ變更シテ貰フ必要ガアラウト思フノデアリマス、此點ニ付キマシテモ十分御考慮ヲ願ッテ置キマス

○大矢政府委員 御趣旨洵ニ御尤ト存ジマスノデ、今後ノ實施ニ當ツテハ、周到ナル用意ヲ以テ臨ミタイト思ヒマス、尙ホ保全會社ト事業會社トノ關係ニ付キマシテハ餘程考究ヲ要スル點ガゴザイマスノデ、是モ將タヤウノ事情モアリマスノデ、今後是ガ適用ニ當ツテハ尙ホ慎重ヲ期シテ十分御趣旨ニ副フヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス

○板谷委員 私ハ前田君ノ只今ノ御質問ニシテ善處シタイト考ヘテ居リマス

○大矢政府委員 同族會社ノ中デ、保全會社ニ該當スルモノニハ課稅ヲスルト云フ方針ヲ執ツテ居リマス、ソレカラ事業會社ニ於キマシテハ、只今申上ゲマシタ各種ノ點ヲ考慮致シマシテ、是ガ課否ヲ決スルノデゴザイマス、主要ナ會社ニ於キマシテハ、全部大藏省ニ稟議サセマシテ、全國統一ヲ取

スルト、同ジ同族會社デアッテモ保全會社ト事業會社ヲ區別スル、或ハ又同族會社ノ株式ニ公定相場ト云フヤウナ御話ガアッタガ、私未ダ曾テ同族會社ニ公定相場ト云フ話ヲ聞カナインデス、同族會社ノ中ニ、一割ダマシテ、ヤハリ相當戰後不況時代ニモ堪ヘ得ルヤウニ御處理ヲ願ビタイト思ヒマス、尙ホ私ハヤハリ同族會社ノ中デ、保全會社ト事業會社ノ課稅ノ方針ハ何トカ一ツノ適正ニ變更シテ貰フ必要ガアラウト思フノデアリマス、此點ニ付キマシテモ十分御考慮ヲ願ッテ置キマス

○大矢政府委員 御趣旨洵ニ御尤ト存ジマスノデ、今後ノ實施ニ當ツテハ、周到ナル用意ヲ以テ臨ミタイト思ヒマス、尙ホ保全會社ト事業會社トノ關係ニ付キマシテハ餘程考究ヲ要スル點ガゴザイマスノデ、是モ將タヤウノ事情モアリマスノデ、今後是ガ適用ニ當ツテハ尙ホ慎重ヲ期シテ十分御趣旨ニ副フヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス

○大矢政府委員 同族會社ノ中デ、保全會社ニ該當スルモノニハ課稅ヲスルト云フ方針ヲ執ツテ居リマス、ソレカラ事業會社ニ於キマシテハ、只今申上ゲマシタ各種ノ點ヲ考慮致シマシテ、是ガ課否ヲ決スルノデゴザイマス、主要ナ會社ニ於キマシテハ、全部大藏省ニ稟議サセマシテ、全國統一ヲ取

スルト、同ジ同族會社ノ中ニ、一割ダマシテ、ヤハリ相當戰後不況時代ニモ堪ヘ得ルヤウニ御處理ヲ願ビタイト思ヒマス、尙ホ私ハヤハリ同族會社ノ中デ、保全會社ト事業會社ノ課稅ノ方針ハ何トカ一ツノ適正ニ變更シテ貰フ必要ガアラウト思フノデアリマス、此點ニ付キマシテモ十分御考慮ヲ願ッテ置キマス

○大矢政府委員 私ガ先程申上ゲマシタ一割ニ足ラヌモノガ此加算規定ノ適用ヲ受ケテ居ルト申上ゲマシタノハ、事業會社ニ付テデゴザイマス、保全會社ハ、繰越缺損ヲ補填シタヤウナ場合ハ別ト致シマシテ、其他ノ場合ハ總テ此條項ニ當嵌マレバ加算規定ヲ適用致スコトニ致シテ居ルノデアリマス

○板谷委員 ドウモ御答辯ガハッキリシマセヌガ、同族會社ガ例ヘバ茲ニ十アル、其例ニ倣ヒマシテ、各稅務監督局デ統一ヲ割ト云フモノハ課稅シテ居ラナイ、其區別ハ一體ドウ云フ標準ニ依ツテオヤリニナル

カ、ソレヲ伺ッテ居ルノデアリマス

○大矢政府委員 保全會社ト事業會社トニ

區分シテ私ハ申上ゲテ居ルノデアリマス、

保全會社ノ方ハ原則トシテ加算規定ノ適用

ヲシテ居ル、事業會社ニ付テハ、此第二十

一條ノ二ノ條項ニ當嵌ル場合ニ於テモ、全

部加算規定ヲ適用シテ居ルノデハナクテ、

先程申上ゲタ通り一割ニ満タナイ會社ガ此

規定ノ適用ヲ受ケテ居ルト云フ次第デゴザ

イマス、而シテ此標準ハ先程申上ゲタ各種

ノ條件ヲ仔細ニ検討致シマシテ、是ガ加算

ノ適用、不適用ヲ決メテ居ルノデゴザイマ

シテ、其結果ガ事業ヲヤツテ居ル 同族會社

デ適用ヲ受ケタモノガ一割以内ニナッテ居

ル、斯ウ云フ次第デゴザイマス

○板谷委員 大臣ガオ出デニナックカラ此

ニ報告スル必要上、政府當局ニ御尋致シタ

イコトガアリマス、ソレハ臨時地方財政補

給金ニ付テ政府ノ所見ヲ承リタイノデアリ

マス、本補給金ハ十三年度豫算ニ於テ一億

圓ノ計上ヲ見テ居ルノデアリマスガ、尙委

員會ニ於テ昨今審議中ニ屬シテ居リマスル

諸稅法案ハ、地方財政ニ相當影響ヲ與フル

モノト認メラレルノデアリマスルシ、又曩

ニ行ハレマシタ土地貨價價格改訂ハ、地租

ヲ止メマスケレドモ、一割ト九割ト云フノ

ヲ決メル各種ノ條件ハ、一體ドウ云フ標準

デ以テ御決メニナツタノデスカ

○大矢政府委員 是ハ先程申上ゲマシタ通

リ、同族會社ト云フノハ、社員又ハ株主及

ビ其一族ノ所有スル株式ノ數ガ全體ノ株式

ノ過半ヲ占メテ居ルモノデゴザイマスガ、

其條項ニ當嵌ル會社ノ株式ニ、取引市場ニ

上場セラレテ公定相場ノ毎日々々立ダテ居

ルノモ相當アルノデゴザイマス、斯ウ云フ

ヤウナモノニ對シテハ加算規定ハ適用ヲシ

テ居ナイト云フコトヲ申上ゲタノデゴザイ

マス

○板谷委員 大臣ガオ出デニナックカラ此

ニニ又能ク伺ヒマス

○高橋委員長 此場合委員長トシテ、本院

ニ報告スル必要上、政府當局ニ御尋致シタ

イコトガアリマス、ソレハ臨時地方財政補

給金ニ付テ政府ノ所見ヲ承リタイノデアリ

マス、本補給金ハ十三年度豫算ニ於テ一億

圓ノ計上ヲ見テ居ルノデアリマスガ、尙委

員會ニ於テ昨今審議中ニ屬シテ居リマスル

諸稅法案ハ、地方財政ニ相當影響ヲ與フル

モノト認メラレルノデアリマスルシ、又曩

ニ行ハレマシタ土地貨價價格改訂ハ、地租

ヲ止メマスケレドモ、一割ト九割ト云フノ

ヲ決メル各種ノ條件ハ、一體ドウ云フ標準

デ以テ御決メニナツタノデスカ

○板谷委員 大臣ガオ出デニナリマシタカ

ラ止メマスケレドモ、一割ト九割ト云フノ

ヲ決メル各種ノ條件ハ、一體ドウ云フ標準

デ以テ御決メニナツタノデスカ

○大矢政府委員 是ハ先程申上ゲマシタ通

リ、同族會社ト云フノハ、社員又ハ株主及

ビ其一族ノ所有スル株式ノ數ガ全體ノ株式

ノ過半ヲ占メテ居ルモノデゴザイマスガ、

其條項ニ當嵌ル會社ノ株式ニ、取引市場ニ

上場セラレテ公定相場ノ毎日々々立ダテ居

ルノモ相當アルノデゴザイマス、斯ウ云フ

稅ノ減收ヲ來ス筋合ノモノガアリマス、又

テ又今九割ト一割ヲ區別ナサルニ付テ、各

種ノ條件ト云フ御話デアルケレドモ、アナ

タノ今ノヤウナ御説明デハ承服ガ出來ナ

テ居ラレルカ、此基準ト云フモノハドウカ

上致シマシタ一億圓ノ外、更ニ三千万圓ヲ

ノデアリマス、即チ此際十三年度豫算ニ計

増額スルコトニ致シ、其三千万圓ノ追加豫

算ヲ追テ提案ヲ致シマシテ、協贊ヲ經タイ

ト思ヒマス、右御答申上ゲマス

○高橋委員長 政府ノ御所見ハ了承致シマ

シタ、承リ置ク次第デアリマス——ソレデ

ハ板谷君ノ御質問ノ御繼續ヲ願ヒマス

○板谷委員 政府委員ノ御答辯ハ、同族會

社ハ加算稅ヲ課ケナイモノハ九割アル、斯ウ

モノハ、其條件ニ付テ、今局長ノ御話ニ

云フ御答辯デアルガ、併シ其同族會社ト云

ハ板谷君ノ御質問ノ御繼續ヲ願ヒマス

依ルト、公定相場ガ出テ居ルモノデアルト

カドウトカ云フ御話デアルガ、今日マデ同

様、詰リ個人ニ近イモノガ同族會社デア

族會社ト云フモノハ、御承知ノ通リ株ノ半

數以上ヲ一二二人ノ者ガ持ツテ居ル、個人同

業會社ニ對シマシテハ、其所得トノ割合ヲ見

又他ノ同族會社ニアラザル一般ノ事業會社

ノ配當狀況等ヲ見比ベマシテ、相當ノ配當

ヲシテ居ル場合ニハ、假令此第二十一條ノ

鑑ミマシテ之ヲ適用シナイト云フ風ニ致シテ居リマス、其結果ハ先程申上ゲタヤウニ、大體一割弱ガ適用ヲ受ケテ居リ、アトノ九割程度ハ適用セラレテ居ナイト云フノ

ガナイ、殆ド私ハナイト思ッテ居リマス、隨

テ又今九割ト一割ヲ區別ナサルニ付テ、各

種ノ條件ト云フ御話デアルケレドモ、アナ

タノ今ノヤウナ御説明デハ承服ガ出來ナ

テ居ラレルカ、此基準ト云フモノハドウカ

上致シマシタ一億圓ノ外、更ニ三千万圓ヲ

ノデアリマス、即チ此際十三年度豫算ニ計

増額スルコトニ致シ、其三千万圓ノ追加豫

算ヲ追テ提案ヲ致シマシテ、協贊ヲ經タイ

ハ、之ヲ適用シナイト云フ風ニシテ居リマス、株主ノ數ガ相當多イモノニ對シテ

或ハ數百人ト云フヤウナ會社モ相當ゴザイ

マス、株主ノ數ガ相當多イモノニ對シテ

ハ、之ヲ適用シナイト云フ風ニシテ居リマス、又利益ハ多イケレドモ、配當モ毎期相

當シテ居ル、或ハ一割ノ配當ヲシテ居ル、

一割五分ノ配當ヲシテ居ルト云フヤウナ事

業會社ニ對シマシテハ、其所得トノ割合ヲ見

又他ノ同族會社ニアラザル一般ノ事業會社

ノ配當狀況等ヲ見比ベマシテ、相當ノ配當

ヲシテ居ル場合ニハ、假令此第二十一條ノ

二ノ條項ニ當嵌ルヤウナ場合デモ適用ヲシ

テ、或ハ銀行、保險等ノヤウナ特殊ノ性質

ヲ持ツテ居ルモノニ付キマシテハ、其使命ニ

鑑ミマシテ之ヲ適用シナイト云フ風ニ致シ

テ居リマス、其結果ハ先程申上ゲタヤウニ、大體一割弱ガ適用ヲ受ケテ居リ、アト

ノ九割程度ハ適用セラレテ居ナイト云フノ

デゴザイマス、初メカラ一割程度ノ会社ニ  
對シテ課稅ヲショウト云フ方針デハ勿論ゴ  
ザイマセス

○板谷委員 ドウモ分ラヌ、同族會社ト云  
フモノハ、ソレハ中ニハ數十人位ノ株主ガ  
アルカモ知ラヌ、併ナガラ其會社ノ資本ノ  
半數以上ヲ二三ノ者ガ持ツト云フ關係カラ、

同族會社ト云フモノハ出來ルノデアル、數  
百人モアレバソレハ同族會社デモ何デモナ  
イノデス、無論サウデアリマセウ、ケレド  
モアナタノ御答辯ガ……

○大矢政府委員 此所得稅法ノ第二十一條  
ノ二フ末項ニ「本法ニ於テ同族會社ト稱スル  
ハ株主又ハ社員ノ一人及之ト親族、使用人  
等特殊ノ關係アル者ノ株式金額又ハ出資金額  
ノ合計カ其ノ法人ノ株式金額又ハ出資金額  
ノ二分ノ一以上ニ相當スル法人ヲ謂フ」斯ウ  
アルノデアリマスルノデ、從業者ノ澤山ア  
ル會社ノ如キハ、一ツノ同族會社デ何千人  
ト云フ株主ノアルモノガアルノデゴザイマ  
ス

○板谷委員 ソレハ或ハアルカモ知ラヌ、  
アルカモ知ラヌガ、兎ニ角同族會社ノ性質  
ハ、今アナタノ御述ベニナック通り、即チ其  
株數ノ半數以上ヲ抑ヘテ居ル、其關係ニ於  
テ同族會社ト言ヘル、然ラバ同族會社ナラ

バ、全部此加算稅ハ課ケラレナケレバナラ

スノヲ、今御答辯ニ依レバ、九割ト云フモノ  
ハ課ケナイ、一割弱シカ課ケテ居ラヌト仰  
シヤルカラ、私ハ其點ガハッキリシナイ、ソ  
レヲ承ツテ居ル、ソレヲ一體ドウ云フ基準ニ  
依ツテ區別ヲナサルカ、ソレガドウモ分ラナ  
イ

○大矢政府委員 是ハ所得稅法第二十一條  
ノ二ノ第一項ニ「左ノ各號ノ一ニ該當スル金  
額ニ付適用シテ算出シタル稅額ヲ普通所得  
ニ對スル所稅ニ加算スルコトヲ得」トアリ  
マシテ、「加算ス」トハナインデゴザイマス、  
ソレデ保全會社ニ對シテハ原則トシテ適用ス  
ル、是ハ立法ノ趣旨ニ鑑ミマシテ適用ス  
ルノデアリマス、事業會社ニ對シテハ、此  
條項ニ當嵌ルカラト云シテ總テニ適用スル  
ト云フ趣旨デハナシ、他ノ非同族會社ノ經  
營方法ト、大體同ジヤウナ經營方法ノ會社  
ニ對シテハ適用シナイト云フ趣旨デ之ヲ施  
行シテ居リマスル結果、先ニ申上ゲタヤウ  
ナ狀況ニナルノデゴザイマス

○板谷委員 ソンナ一定ノ方針ガナクテ同  
族會社ト區別ヲナサルコトニナルト、大變  
ナ問題ガ起ル、地方ノ稅務官吏ノ判斷ニ依ツ  
テ、一割ト云フモノニ課ケテ居ルト云フ御答  
辯デアルカラ、勢ヒ私モ質問セネバナラヌ  
ヤウナコトニナックノデアリマスガ、私モ亦  
能ク御答辯ニ付テ研究シテ見マシテ、或ハ  
ヨ、同族會社ノ九割ト云フモノガ免稅ニナッ  
テ、一割ト云フモノニ課ケテ居ルト云フ御答  
辯デアルカラ、勢ヒ私モ質問セネバナラヌ  
人ノ負擔ハ相當重クナルノデゴザイマス、小法  
人ノ負擔ハ加算規定ノ適用ニ當リマシテハ、  
尙ホ慎重ニ考慮ヲ要スルコトト思ヒマス、  
御旨ノ點ハ十分拜承致シマシテ、特ニ小  
法人デ事業ヲ營ンデ居ル者ニ對スル加算規  
定ノ適用ニ付テハ、或ハ從來ノ扱ヒヲ尙ホ  
變更スル必要ガアルノデハナイカト考ヘテ

テ居リマスカ

○大矢政府委員 ソレデハ先程申上ゲマシ  
ト云フコトモ如何カト思ヒマスガ、是非一  
タ通り、主要ナ事業會社ニ付キマシテハ、全  
國各稅務署ノ分ヲ悉ク中央ニ纏メマシテ、  
モノニ付キマシテモ、稅務署ノミニ任スコ

トハセズ、各監督局ニ於テ十分管内ノ均衡  
ヲ執ツテ課稅スルト云フコトニシテ、施行上  
ハ全國的ニ見テ不均衡ノナイコトヲ期シテ  
居ル次第ゴザイマス

○大矢政府委員 是ハ大正十五年當時立法  
シタ時ト、最近ニ於キマシテハ法人ノ負擔  
ト云フノモ大分變ツテ來テ、法人ノ負擔ガ重  
リナツテ來テ居リマス、殊ニ小法人ニ於テ  
其感ヲ深クシテ居リマス、個人ニ於テ營業  
ヲヤツテ居レバ、所得金額、營業純益金額ガ  
比較的少イモノデゴザイマスカラ、第三種  
所得稅ノ課稅ヲ受ケテサウ重クナイノデア  
リマス、所ガ法人ニ於キマシテハ近時隨分  
負擔ガ重クナツテ來マシタノデ、其加算規定  
ヲマトモニ適用致シマスルト、小法人ニハ  
隨分無理ガ掛ツテ來ルノデアリマス、此度ノ  
支那事變特別稅法ニ於キマシテモ、法人ノ  
負擔ハ相當重クナルノデゴザイマス、小法  
人ノ負擔ハ加算規定ノ適用ニ當リマシテハ、  
尙ホ慎重ニ考慮ヲ要スルコトト思ヒマス、  
御旨ノ點ハ十分拜承致シマシテ、特ニ小  
法人デ事業ヲ營ンデ居ル者ニ對スル加算規  
定ノ適用ニ付テハ、或ハ從來ノ扱ヒヲ尙ホ  
變更スル必要ガアルノデハナイカト考ヘテ

居リマス、十分其點ハ遺憾ナキヲ期シタイト思ヒマス

○板谷委員 今前田君ノ御質問ニナッタ點

ニ付キマシテ、政府當局ニ御注意ヲ願フト同時ニ、從來同族會社ノ中ノ、一割ハ加算稅ヲ課稅シテ居ルガ、九割ハ課シテ居ラナイト云フ其基準ヲ、今デナクトモ宜シウゴザイマスカラ、一ツ之ヲ御示シヲ願ヒタイ、各種ノ條件ヲ具備シ云々ト云フ御話ガアツタノデアリマスガ、其基準ト云フモノヲ御示シヲ願ヒタイ

○大矢政府委員 是ハ甚ダ「アリケート」ナ

關係ガゴザイマシテ、實施ノ上ニ於テ餘程考

慮ヲ要スル點ガゴザイマス、發表スルノハ

如何カト存ジテ居リマスガ、大體同族會社ニアラザル一般ノ事業會社ガ、普通ニヤッテ居ル程度ノ配當ヲ致シテ居レバ、此加算規定ノ適用ハナイモノト御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス、其點ヲ御諒承願ヒタイ

○板谷委員 其點デ承知シテ吳レト云フノ

デアリマスガ私承知出來マセヌ、ト云フノハ、課稅ト云フコトハ、言フ迄モナク法律ニ依ッテ課稅ヲセラレル、ソレニ對スル大體ノ目標ガナケレバナラヌ、基準ガナケレバナラヌ、政府ノ役人ニ依ッテ手加減ヲサレ程危険ナコトハナイノデアリマス、是

ハ今デナクテモ宜シウゴザイマスカラ、私ハ適當ナ時期ニ御示シヲ願ヒタイコトヲ要

求シテ置キマス

○大矢政府委員 是ハ法律ニ於キマシテモ、其適否ヲハッキリ豫メ定メルコトハ實情ニ適シナイト見マシテ、加算スルコトヲ

得ト云フ風ニシテ、或ル程度ノ自由裁量ハ、執行官廳ニ委サレテ居ル次第デゴザイマ

ス、而シテ經濟界ノ移リ變リニ從ヒマシテ、各會社ノ經營狀況、利益配當狀況モ自

ラ變ッテ來ルノデゴザイマシテ、此變遷ニ應

ジテ、適當ニ之ヲ運用シテ行クノガ妥當カ

ト存ズル次第デアリマス

○板谷委員 アナタノ御説明ニ依リマスト、

九割ハ課稅シナイ、一割ハ課稅シテ居ルト言ハレルカラ、其基準ヲ何處ニ御定メニ

ナツテ、サウ云フ取扱ヲナサッタカラ伺ッテ居ル

○板谷委員 ソレハ度々申上ゲマシタ

通り、各種ノ狀況ヲ考慮致シマシテ適用不

適用ヲ定メテ、其結果ガ最近一二年ノ實蹟ニ微シマスレバ斯ウ云フ風ニナツテ居ルト

云フコトヲ申上ゲタノデアリマス、初メカ

譯デソレガ九割ノ中ニ入ラズニ、一割ノ中ニ

入ルカ、不思議ニ思ッテ居ッタ、私共ハ之ヲ

千圓ヲ配當シテ行カウト云フヤウナ時ニ

ハ、今ノ主稅局長ノ説明ニ依ルト、加算稅ヲ

課スベキ筋合ノモノデナイト思フ、ドウ云フ

ナラバ今マデノ稅務署ノヤツテ居ルコトハ

全部間違ッテ居ル、此點ヲ一ツ主稅局長ハ明

ニシテ欲シイ、「得」トアルカラト言ツテモ、基

準ガ二ツニナツテハイカヌ、斯様ナコトハ

アルト思フガ、地方デモ問題ガ難シクナルト、主稅局ニ聞イテ指示ヲ受ケナケレバ、

自分ダケノ考デハ計ヒ切レマセヌ、ダカラ

シマス、委員長ヲ通シテ要求致シマス  
○高橋委員長 了承致シマシタ、政府ニ要旨ヲ通ジマス

○森田委員 今ノ法律ニ「加算スルコトヲ得」トアルト云フコトハ初メテ知リマシタ、迂闊ノヤウナ話デアリマスガ初メテ知ッタノ

デアリマス、吾々ノ關係シテ居ル或ル所デ、

加算稅ハ取ラレナイグラウト思ッテ居ッタ、是所ガ實際ハ、成程九割ハ取ラナイデ一割ハ

一族ガ持ッテ居ルケレドモ、他人モ相當持ッテ居ル、ソレガ僅ニ四千幾ラノ當期純益金ヲ計上シタ——會社ノ名マデ申上ゲテモ宜イガ、アナタノ方デハ分ッテ居ルダラウト思フ、其四千何ボノ當期純益金ニ對シテ、二千幾ラノ課稅ヲヤッテ、ソレガ同族會社ノ留保加算課稅ダト言ツテヤッテ來タ、是

モ宜イガ、アナタノ方デハ分ッテ居ルダラウト思フ、其四千何ボノ當期純益金ニ對シテ、二千幾ラノ課稅ヲヤッテ、ソレガ同族會社ノ留保加算課稅ダト言ツテヤッテ來タ、是

云フ譯ニハ行カヌ、本當ヲ言ヘバ、私ハ地 方カラ主税局ニ聞イテ來ルコトヲ知ッテ居 ルノダカラ、ドウゾ其御積リデ御答願ヒタ イ	○大矢政府委員 大體先程ママニ申述ベマ シタ通リ、全國的ナ統一ヲ取リマシテ、彼 此不權衡ナキヲ期シテ居ル次第デゴザイマ スガ、今森田サンノ御述ベニナツタヤウナ 事情ガアリト致シマスレバ、私ハ其邊ニ何 カ行違ヒ或ハ特殊ノ事情ガアルノデハナ カラウカト存ジマス、具體的ノコトニ付テ ハ、尙ホ特ニ調査ヲシテ見タイト存ジマス ○森田委員 ソレデハ一言申上ゲマスガ、 心ガ付キ兼ネマスカラ、左様御諒承願ヒタ ウゴザイマス	ナタハ大儀ガラズニ、基準ヲ御示シニナル コトヲ是非共希望シテ置キマス
ナタハ大儀ガラズニ、基準ヲ御示シニナル コトヲ是非共希望シテ置キマス	○大矢政府委員 ソレハ稅ノ執行ノ實際上 カラ申シマシテ、遺憾ナガラ公表ヲ致ス決 心ガ付キ兼ネマスカラ、左様御諒承願ヒタ ウゴザイマス	○大矢政府委員 ソレハ稅ノ執行ノ實際上 カラ申シマシテ、遺憾ナガラ公表ヲ致ス決 心ガ付キ兼ネマスカラ、左様御諒承願ヒタ ウゴザイマス
カラ申シマシテ、遺憾ナガラ公表ヲ致ス決 心ガ付キ兼ネマスカラ、左様御諒承願ヒタ ウゴザイマス	○森田委員 ソレデハ一言申上ゲマスガ、 心ガ付キ兼ネマスカラ、左様御諒承願ヒタ ウゴザイマス	○大矢政府委員 決シテ不權衡ナコトハ致 シテ居ラヌ積リデゴザイマス、唯之ヲ公表 ヲスルノハ確ニ一面良イ點モアリマスケレ ドモ、又反面ニ二伴フ弊害ト云フモノモゴ ザイマス、其點ハ十分御諒承願ヒタイト存 ジマス
○森田委員 十分モ一分モ其點ハ諒承ガ出 來ヌ、惡イ點ヲ示サレタラ宜イ、斯ウ云フ セテ戴キタイト思ヒマス、一人ノ役人ノ自 由裁量ニ委セズニ、主税局ノ方針ハ斯ウ云 フ方針デアル、是ハ九割ノ分ニ入り、是ハ 割ノ分ニ入ルノダト云フ、其入ルモノト 入ラナイモノトノ基準ヲハッキリシタ方ガ、 宜イト思フ、今マデ大藏省ハ、本當ハ公平 ニダイニヤラウトシテモヤリ損ヅテ居ル、ダ カラヤリ損ハナイヤウニ、基準ト云フモノ ヲ示シテ置ケバ、役人モ稅ヲ納メル者モソ レヲ見テヤルカラ間違ヒハナイ、ダカラア	○森田委員 十分モ一分モ其點ハ諒承ガ出 來ヌ、惡イ點ヲ示サレタラ宜イ、斯ウ云フ 點ガ惡イカラ、公表出來ヌノダ、今ノ所ハ トスウ云フ弊害ガアルカラ、ソレハ惡シカ ラズ承知セヨト云フコトナラバ宜イガ、一 ハナイ、弊害ノアルヤウナ稅金ヲ取ッテハイ カヌ、弊害ノナイヤウナ公正妥當ナ稅金ヲ 取ッタラ宜イ、此點ハアナタノ方デモ、言ヒ 出シタラ後ニハ引ケスト云フヤウナ面目問 題ハヤリナサラヌヤウニ願ヒタイ、面目デ 彼此レ言フノハ支那人ガヤルコトダ、此點 ハ大藏省ハ要綱ヲ示シテモ宜イト思フ、ソ レデ是モ板谷君ノ問題ト一緒ニ、委員長ノ 力ヲ以テ是非トモ希望致シマス	○高橋委員長 只今ノ質問應答ハ非常ニ重 大ナコトト考ヘマスケレドモ、前田君ノ質 疑ニ對スル牽聯質問デアリマスカラ、此以 上ハ穢カデアルマイト思ヒマスシ、議事進 行上困リマス、仍テ他ノ機會ニ讓ラレンコ トヲ望ムト同時ニ、政府當局ニ於テモ委員 間ノ空氣竝ニ言論ノ跡ニ願ミマシテ、頗ル 重大ナル意義ヲ含シテ居ルト思ヒマスカラ、 十分御打合セノ上、次ノ然ルベキ機會ニ於 テ確タル御答辯ヲ承ルコトヲ要求致シマス、 此程度ニハ治メテ置キタイト思ヒマス、勝 君ノ本論ニ御移リニナラレンコトヲ望ミマ ス
ナタハ大儀ガラズニ、基準ヲ御示シニナル コトヲ是非共希望シテ置キマス	○大矢政府委員 是ハ保全會社ニ關スル規 定ヲ特ニ設ケナケレバナラヌ立法ノ理由ガ アツタノヲツ御考ヘ願ヒマス、ソレカラ今 ノ内規ノヤウナモノデ公表致シマスト、丁 令、省令ニ讓テアルガ、是ハ成程勅令ニモ	度ソレニスレーニナルヤウナコトヲ考ヘ ル者ガ多クナツテ來ルノデアリマシテ、其點 ハ稅務ノ實際ノ執行上非常ニ困ル點デアリ マス、普通ノ事業會社ガ經營シテ居ル場合 ニ配當スルノト同ジヤウナコトヲヤツテ居 ルナラバ、何モサウ云フ心配ハアリマセヌ、 サウ云フ同族會社、サウ云フ風ナモノニ第 二十一條ノ二ノ規定ヲ設ケル必要ハナイノ デアリマスガ、此第二十一條ノ二ノ規定ヲ 特ニ設ケナケレバナラヌ理由ガ、又此全國 的ニ扱ヒヲ統一シテ居ルモノヲ公表シ難イ 有力ナ原因ニナツテ居ルノデゴザイマス、ソ レデ御諒承ヲ願ヒマス

○勝委員 實ハ私ハ大藏大臣ニ御尋シテ、  
ソレカラ後ニ御尋セヌト順序ガ惡イノデス  
ガ……

○高橋委員長 大藏大臣ハ一寸都合ガアツ  
テ退席サレタノデスケレドモ、間モナク御出席ニナルト思ヒマスカラ、其間政府委員デ御間ニ合ヒニナルヤウナ質問ヲナサレンコトヲ希望致シマス

○勝委員 ソレデハ先づ通行稅ニ付テ御尋致シマスガ、通行稅ノ規定ヲ見マスト、回數乗車券、定期乗車券ニ對シテハ、例ヘバ回數乗車券ハ二十回以下ナル時ニハ前項定額ノ五倍デアル、二十倍ナラバ聞エルガ、五倍ニマケテアル、是ハドウ云フ譯デサウ云フ割引ヲシテアルノデアリマスカ、議員ノ方カラ稅金ヲ重クシタラ宜カラウト云フヤウナ質問ヲスルノハ異ナモノデアリマスガ、稅ヲ値切ルバカリガ議員ノ職能トモ考ヘマセヌ、稅ヲ取ルト云フコトハ公平ニヤラ數乗車券茲ニ定期乗車券ノ非常ナル割引ヲシテ居ル立法ノ理由ハ、ドウ云フ所ニアルノデアリマセウカ

回數二十回以下ナル場合ニ於テ、之ヲ二十二割引シテアル理由ハ、ドウ云フ點カラ出發倍トセズシテ五倍ノ稅金ヲ取ルコトニシテ

シテ居ルカト云フコトデゴザイマスルガ、回數乗車券ノ場合ニ於テハ、鐵道ノ運賃ニ於テモ一回分ノ二十倍ヨリモ運賃ノ割引ヲ行ッテ居ルヤウナ次第デゴザイマスルノデ、通行稅ノ方モ或ル程度ソレト歩調ヲ合セタ

ヤウナ次第デゴザイマス、ソレカラ此點ハ  
舊通行稅ニ於キマシテヘ、回數乗車券ノ契  
約ヲ爲シマシタ場合ニハ、二十回デモ五十  
回デモ一律ニ五倍分シカ課稅シナカツタノ  
デアリマス、今度ハ其點カラ申上ゲマスレ  
バ多少ノ進歩ヲ示シマシテ、二十回以下ナ  
ル時ハ五倍デゴザイマスガ、五十回以下ナ  
ル時八十倍トシ、更ニ五十回ヲ超ユル時ニ  
ハ二十倍ト致シマシテ、幾分仰シャツタヤウ  
ナ擔稅力ニ副フヤウナ仕組ミニ致シマシタ  
ケレドモ、尙ホ前回等ノ例モゴザイマスノ  
デ、餘リ高イ割合デ課稅スルノハ如何カト  
存ジマシテ、斯様ナ割合ニ決メタ次第デゴ  
ザイマス

相當ノ距離ニナレバ 割引ヲナサツテ居ルコト  
ハ存ジテ居リマスガ、四分ノ一、五分ノ一  
ト云フヤウナ割引ト云フモノハ、割引ノ範

園ヲ逸シテ居ル、是ハ課稅ノ衡平ヲ失シテ  
居ルノデハナイカ、強ヒテ申セバ金ガナク  
テ毎日々々切符ヲ買ツテ居ルヤウナ人ハ重  
イ稅ヲ取ラレル、金ガ澤山アッテ定期券ヲ  
買ヒ、回數券ヲ買フ資力ノアル者ハ安イ稅

此割引ト云フヤウナ見地カラ致シマスレバ、  
ラウカト私ハ思フ、ソレデ既往ノ通行稅ニ  
サウ云フ規定ガアツクノヲ私ハ不都合干萬  
ダト思フ、ソレデ今回ノ通行稅ニ於テ、若  
干改正ノ跡ヲ見タノハ幾ラカ宜イノデアリ  
マスケレドモ、是ハ甚ダ宜シカラザル規定  
デアルト思フ、併シ此際修正案ヲ提出スル  
ダケノ勇氣モ持ツテ居ナイノデアリマス  
ソレカラ何デモ世界大戰ノ當時カラ此  
方、世界ノ各國ハ獨り人ノ通行ニ對スル  
課稅ノミナラズ、荷物ノ通行、即チ運送稅  
ト云フモノヲ起シマシテ、可ナリノ收入ヲ上  
ゲテ居タヤウデアリマス、今日ト雖モ相當  
ニ於テ、此運送稅ト云フモノハドウ云フ程  
度ノ立法ヲヤッテ、ドウ云フ程度ノ收入ガ

ナリマシタナラバ簡単ニ御説明ヲ願ヒタインチ居ルノデアリマセウカ、若シ御分りニト思ヒマス

タガ、千九百二十九年ニ廢止シテ居リマス、米國ハ千九百十七年ニ旅客通行稅及ビ座席  
寢臺稅ト云フモノヲ設ケマシタケレドモ、カラ千九百二十六年ニ印紙稅ノ中デ乗船切符稅ト云フモノヲ創設致シマシテ、是ハ現在モ引續イテ行ハレテ居ルヤウデゴザイマス、ソレカラ獨逸ハ千九百十七年ニ、從來カラアリマシタ海上運送ニ對スル印紙課稅ヲ更ニ擴張致シマシテ、一般ノ旅客及ビ貨物ニ課稅スル運送稅ヲ設ケテ現在ニ至ツテ居ルヤウデゴザイマス、先程申上ゲマシタ英米等ノ例ハ、旅客ニ對スル運送稅デゴザイマスガ、獨逸ノハ旅客以外ニ貨物ニ迄及ンデヒマス、稅率ハ、英國ノ曾テ施行シマシタ居リマス、稅率ハ、英國ノ會テ施行シマシタ  
稅率ハ運賃總額ノ百分ノ五ヲ原則ト致シテ居リマスルコトハ注目スベキ點デアルト思

ノ百分ノ八ト云フ税率ヲ以テ施行シタコト  
ガアルノデゴザイマシテ、現在施行ニナッテ  
居リマス先程申上ゲマシタ印紙稅中ノ乗船  
切符稅ト云フモノハ、運賃三十弗以下ナル  
場合ニハ一弗、運賃六十弗以下ナル場合ニ  
ハ三弗、運賃六十弗ヲ超ユル時ハ五弗ト云ッ  
タヤウナ標準ニナッテ居ルヤウデゴザイマ  
ス、ソレカラ獨逸ハ鐵道運送ト自動車運送  
ト分レテ、非常ニ獨逸式ノ細カナ稅率ヲ盛ツ  
テ居リマスガ、乗車券ニ對スルモノダケヲ  
例示的ニ申上ゲマスト、一等ハ運賃寢臺料  
等ヲ含ミマシテ百分ノ十六、二等ハ運賃ノ  
百分ノ十四、三等ハ運賃ノ百分ノ十二、四  
等ハ運賃ノ百分ノ十ニナッテ居リマス、ソレ  
カラ貨物運送ニ付テハ、運賃ノ百分ノ七程  
度ニナッテ居ルカト思ヒマス

○勝委員 懽カ私ノ記憶デハ、北米合衆國  
ト加奈陀トニ、荷物ノ運送ニ對シテ課稅ガ  
セラ願ヒマス、ソレカラ此通行稅ノ法律案  
デ一等幾ラ、二等幾ラト出テ居リマスガ、  
是ハ大體乗車貨ニ對シテ百分ノ幾ラト云フ  
ヤウナ見當ヲ付ケテ御決メニナッタト思ヒ  
マスガ、大體ドノ位ニナッテ居リマスカ  
○松隈政府委員 大體ノコトヲ申上ゲマス  
ト、一番高イ割合ガ一等デ乗車貨ニ對シテ

百分ノ十程度、三等デハ一番高ク出ル所デ  
乗車貨ニ對シテ百分ノ五程度位ニナッテ居  
ルカト思ヒマス

○勝委員 此通行稅ナルモノハ、其モノニ  
付テ勿論是ハ良イ稅デハナイノデアリマス  
ガ、人ノ通行ニ對シテ課稅ヲシテ、荷物ノ  
通行ニ對シテ所謂運送稅ヲ取ラナイト云フ  
ノハ、何カ相當御研究ニナッタ結果、是ハ特  
ニ何カ理由ガアッテ御廢ヌニナッタノデアル  
カ、ドウ云フヤウナ次第アリマスカ

○松隈政府委員 今回臨時軍事費ノ財源ノ  
一部ニ充テマスル爲ニ増稅ヲ致ス際ニ、新  
稅ガ計畫サレマシテ、其新稅中ノ一ツトシ  
ヲ起ス際ニ於ケル一つノ目標ハ、人ニ依ッテ  
程度ハ違ヒマスルケレドモ、比較的負擔力ニ  
餘裕アル方面ノ消費スル物件又ハ行爲ニ對  
シテ課稅スルト云フヤウナ見地カラ致シマ  
シテ、物品稅ノ範圍ヲ擴張致シマシタリ、  
或ハ入場稅ヲ創設シタリ、或ハ通行稅ヲ起  
動イテ居ル人ニハ通行稅ハ課ラナイ、之ヲ  
眺メテ見マスト如何ニモ不權衡ノヤウニ見  
エル、何故サウ權衡ヲ取ラナイカト御尋ヲ  
シタナラバ、ソレハ地方稅ヲ取ッテ居ルカラ  
トスウ御答ニナルダラウト思フ、然ラバ其  
國稅ノ通行稅ヲ是ダケ取ルニ對シテ、地方  
稅トシテハドウ云フヤウナ自動車ノ課稅ヲ  
シテ居ルカラ、國稅ニ是ダケノ課稅ヲシテ  
モ相互ノ間ニ不權衡ガナイノダト云フ點、

ビ五十「キロ」未満ノ一二等カラ出發致シテ、  
課稅致シタヤウナ次第デゴザイマシテ、廣  
ク運送稅ト申シマスレバ、貨物ニ對シテ迄  
課稅範圍ヲ擴ゲルコトモ考ヘラレタノデゴ  
ザイマシタケレドモ、貨物ノ運送ト云フコ  
トニナリマスト廣クナリ過ギマシテ、殊ニ  
運賃ハ御承知ノ通リ商品原價ヲ構成致シマ  
スノデ、廣ク貨物ニ課稅スルト云フコトハ、  
商品原價ヲ高メマシテ、一般ニ物價方面ニ  
モ影響スルカト存ジマシテ、之ヲ差控ヘタ  
ヤウナ次第アリマス

○勝委員 通行稅デモウ一遍御尋シタイノ  
デスガ、此通行稅ノ規定ニ依リマシテ、汽  
車ニ乘リ船ニ乗リ或ハ乗合自動車ニ乗ル者  
ガ通行稅ヲ取ラレル、併シ自動車ヲ傭ッテ自  
動車ニ乗ル人、或ハ自家用自動車ヲ持ッテ  
動イテ居ル人ニハ通行稅ハ課ラナイ、之ヲ  
眺メテ見マスト如何ニモ不權衡ノヤウニ見  
エル、何故サウ權衡ヲ取ラナイカト御尋ヲ  
シタナラバ、ソレハ地方稅ヲ取ッテ居ルカラ  
トスウ御答ニナルダラウト思フ、然ラバ其  
國稅ノ通行稅ヲ是ダケ取ルニ對シテ、地方  
稅トシテハドウ云フヤウナ自動車ノ課稅ヲ  
シテ居ルカラ、國稅ニ是ダケノ課稅ヲシテ  
モ相互ノ間ニ不權衡ガナイノダト云フ點、

動車ニ對スル課稅トノ間ハ、相當日本全國  
ヲ通ジテ課稅ノ權衡ヲ得テ居ルト云フコト  
ハ、御調ニナッタデアラウト思ヒマスガ、其  
結果ニ付テ御示シヲ願ヒタイ

○松隈政府委員 只今ノ御尋ハ、通行稅ヲ  
起シタ場合ニ於テ、乗合自動車ダケハ通行  
稅ノ課稅範圍ニ入ルケレドモ、「ハイヤー」  
「タクシー」ヲ課稅範圍外ニ置イタ點ニ於テ  
不均衡ヲ生ジツ、アリハシナイカ、斯ウ云  
フ點ガ第一點ダト思フノデゴザイマスガ、  
「ハイヤー」「タクシー」等ニ付キマシテ之ヲ  
課稅範圍ニ入レマスルト、大體稅率ガ料數  
ヲ以テ標準トシテ居リマスル關係上、「ハイ  
ヤー」「タクシー」ニ付キマシテハ走行ノ料  
數ヲ計算スルコトガ非常ニ困難デアリマス、  
自家用ニ付テモ同様ノ事情ガアリマスノデ、  
此中ニ一緒ニ茲ベ規定スル譯ニハ參ラナ  
カツタノト、大體ニ於キマシテ成程圓「タク  
シタナラバ、ソレハ地方稅ヲ取ッテ居ルカラ  
トスウ御答ニナルダラウト思フ、然ラバ其  
國稅ノ通行稅ヲ是ダケ取ルニ對シテ、地方  
稅トシテハドウ云フヤウナ自動車ノ課稅ヲ  
シテ居ルカラ、國稅ニ是ダケノ課稅ヲシテ  
モ相互ノ間ニ不權衡ガナイノダト云フ點、

指摘ノ通リデアリマス、ソレカラ地方稅タル自動車ノ課稅ニ於テ、營業用ト自家用トノ稅率ハ果シテ權衡ヲ得テ居ルカドウカ、其邊迄ノ調査ガ行屆イテ居ルカト云フコトデゴザイマスルガ、吾々ノ方ト致シマシテハ、今回通行稅ヲ創設スルニ當リマシテハ、自動車稅ノ統一ト云フコトモ一應考ヘテ調査ハ致シテ見タノデゴザイマスルガ、自動車稅ノ稅額ハ、現ニ地方團體ニ於テ相當ノ稅額ヲ舉ゲテ居リマスシ、其自動車稅ヲ統一致シマスル方法ハ、或ハ國ニ自動車稅或ハ相當ノ財源ヲ與ヘテ自動車稅ノ高イ處ヲ輕減サセルト云フ方法ガゴザイマスガ、何レニ致シマシテモサウ云フコトヲ致シマスル結果ハ、國地方ヲ通ジテ相當ノ稅制ノ整理改革ト云フヤウナコトニナリマスノデ、今回ハ國地方ヲ通ズル稅制ノ改正等ハ、支那事變等ノ影響ニ顧ミマシテ、當分之ヲ延期シマシテ、稅制ノ部分的改正ヲ先づ行ヒ、戰時增稅ト致シマシテ必要已ムヲ得ザル範圍ニ於テ地方稅トノ關聯ヲ附ケタヤウナ次第デゴザイマスノデ、今ノ地方稅ノ自動車稅ノ課稅ノ方法ヲ以テ完全トハ思ツテ居リマセヌケレドモ、之ヲ此際取上げテ是正シテ、中央地方トノ間ニ於テ稅金額ノ遣リ取リヲ

スルト云フコト迄行クコトヲ差控ヘタヤウナ次第デゴザイマス

○前田委員 一寸關聯シテ伺ヒマス、モウ既ニ御質問ニナツタカモ知レヌト思ヒマスガ、一ツダケ御尋申上ゲマス、今回ノ特別稅法ハ、申ス迄モナク擔稅ノ餘力アル人ヲ對象ト致シテ居ルノデアリマスガ、然ラバ何故ニ急行券又ハ寢臺券ニ課稅ヲナサラナカッタノデアルカ、吾々議員ハ常ニ急行ニ乗リ、寢臺券ヲ買ツテ居ルノデアリマシテ、之ニ課ラナイト云フコトハ相當助カルノデアリマスケレドモ、併シ課セラレルコトガ妥當デアレバ、喜ンデ吾々ハ納稅ノ義務ヲ果シタトイト思フ、是ハ當然諸外國ニモ例ガアルト思フノデアリマスガ、ヤハリ寢臺券ヲ舍ンデ課稅サレテ居ル國モアル、急行券殊ニ特別急行券ヲ買ツタリ、或ハ一二等ノ寢臺券ヲ買フ、斯ウ云フ方面ノ人ハ、私ハ相當擔稅ノ餘力アリト見ルコトガ至當デアラウト思ヒマス、ソレニ對シテ課セラレナイ根據ヲ一つ示シテ戴キタイ

○松隈政府委員 通行稅ノ立案ニ當リマシテハ、御話ノ點モ勿論考慮ニ上リマシタノデアリマスガ、寢臺ノ料金ニ付キマシテハ、果シテ是ガ旅客運賃デアルカ、或ハ寢ル設備ヲスルト云フ特別ノ「サービス」ニ對スル備ニ付スルト云フ特別ノ「サービス」ニ對スル

料金デアルカト云フコトガ問題ニナリマシテ、旅客運賃ノ課稅ノ對象トシテハ聊カ行

過ギノ點ガアリハシナイカト云フ點ヲ考慮致シマシタノト、舊通行稅ニ付テモ恐ラクサ

○前田委員 一寸關聯シテ伺ヒマス

既ニ御質問ニナツタカモ知レヌト思ヒマスガ、一ツダケ御尋申上ゲマス、今回ノ特別稅法ハ、申ス迄モナク擔稅ノ餘力アル人ヲ對象ト致シテ居ルノデアリマスガ、然ラバ何故ニ急行券又ハ寢臺券ニ課稅ヲナサラナカッタノデアルカ、吾々議員ハ常ニ急行ニ乗リ、寢臺券ヲ買ツテ居ルノデアリマシテ、之ニ課ラナイト云フコトハ相當助カルノデアリマス、ソレカラ「物品稅課稅物品ノ內容概要」ト云フモノガアリマス、是等ハ後日ノマスケレドモ、今回ハ從來ニ比シマシテ遠距离ヲ行キマスルモノニ付キマシテハ、相

○勝委員 此際私ハ委員長ニ御願ガアルノ

致シマシタノト、舊通行稅ニ付テモ恐ラクサ

配付ニナツタ「支那事變特別稅法案關係命令案要綱」ト云フモノガ其ノ一、其ノ二トアリマス、ソレカラ「物品稅課稅物品ノ內容概要」ト云フモノガアリマス、是等ハ後日ノマスケレドモ、今回ハ從來ニ比シマシテ遠距离ヲ行キマスルモノニ付キマシテハ、相

○高橋委員長 頗ル適當ナル御發言ト思ヒ

マス、仍テ速記錄ニ掲載スルコトニ取計ヒ

マス

○勝委員 次ニ物品稅ニ付テ御尋致シマス、此物品稅ノ課稅品目及ビ免稅點、是ハ命令ニ譲ルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、實ハ此課稅ノ細目及ビ免稅點ト云フコトハ、實際上ノ課稅ノ本體デアリマス、國民ガ稅ヲ拂フ拂ハヌト云フコトハ、此命令ノ規定如何ニ依ヅテ決マルノデアリマス、デアリマスカラ、是等ノコトハ恰モ關稅定率法ガ法律ノ附屬表デアルガ如ク、物品稅ノ附屬表

トデモ致シテ、之ヲ法律ノ一部トシテ規定ズルノガ相當デアルト思ハレルノデアリマ

ス、是ハ何故斯ウ云フ重要ナル部分ヲ命今ノ規定ニ御讓リニナツタノデアルカ、何カ特殊ノ事由デモアリマスレバ伺ヒマス  
○松隈政府委員 只今勝サンノ御述ベニナモノハ、之ヲ法律ノ品目、並ニ免稅點ノ如キモ待遇ヲ與フベキデアルト云フコトハ正ニ正論デゴザイマス、其點カラ申シマスト、少シ今度ノヤリ方ハ便宜ノ方法ニ依ツテ居ルカトモ思ヒマスガ、是ハ先例ト致シマシテ、北支事件特別稅法中ノ物品特別稅ガ、物品ノ主ナル品目ヲ掲ゲマシテ、其細目ヲ勅令ニ讓ルコトヲ認メラレタヤウナ次第デゴザイマス、北支事件特別稅法ハ大體一年限リノ法律デゴザイマシタ、今回ノ法律ハソレヨリハ稍、期間ハ長イノデゴザイマスガ、是モ戰時特別立法ノヤウナモノデゴザイマシテ、普通ノ恆久法トハ聊カ趣ノ違フ點ノアルノモ已ムヲ得ナイ、一種ノ臨時立法ト云々タヤウナ意味カラ、其點ニ付テハ特ニ御讓解願ヒタイノデゴザイマス、又此勅令ニ讓テアリマスル關係カラ申シマスト、時ニ價格ノ變動等ガ生ジマシテ、免稅點等ガ著シ得ク不適當デアルト云フヤウナ場合ガ生ジマシタ時ニ於テハ、法律ヨリモ比較的簡易ナ手續ニ依ツテ之ヲ變更シテ、實情ニ合シ得ル

ト云々タ便宜ナ點モアルカト存ズルヤウナ  
思ヒマスガ、ドウモ十分諒解ハ致シ兼ネル  
ノデアリマス、一體此稅ト云フモノハ、先  
程モ申上ゲタ通リニ、課稅ノ公平ヲ得テ居  
ラナケレバ、稅ト云フモノハ惡稅デアリマ  
ス、此物品稅ヲザシツ眺メテ見マスレバ、ド  
ウモ之ヲ拔イタラドウデアラウカト云フモ  
ノモ大分アルノデアリマス、又何故ニ之ニ  
課稅シナイノデアラウカト思ハレルモノモ  
アルノデアリマス、私ハ細カイコトハ申シ  
マセヌガ、殊更ニ眼ニ立ツノハ、先ヅ百貨  
店アタリニ行シテ、餘程高價ナ友禪縮緬ノ  
織物デアルトカ、ヤレ西陣ノ帶デアルトカ、  
或ハ數百圓、或ハ數千圓モスルヤウナ、所  
謂贊澤品ノ見本トデモ言ハレルヤウナ品物  
ガ、此物品稅ノ品目カラ落チテ居ル、或ハ  
靴デアルトカ、鞄デアルトカ、サウ云フヤ  
ウナモノニハ稅ヲ課ケナガラ、誰ガ見テモ  
贊澤品ト思ハレル數百圓、或ハ數千圓ノ西  
陣ノ帶デアルトカ、友禪縮緬ト云フヤウナ  
モノガ課稅ヲ逸シテ居ル、是ハ何トシテモ  
私ハ物品稅ノ組織ノ上ニ於テ大ナル缺點デ  
アルト思ヒマス、左様申上ゲマスルナラバ  
○勝委員 巳ムヲ得ナイ御事情モアルカト  
次第デゴザイマシテ、以上申上ゲタ所ニ依ッ  
テ御諒解ヲ願ヒタイト存ジマス

政府委員ハ、是ハ織物デ出来テ居ルモノデ  
アリマスカラ、織物ニ對シテハ織物消費稅  
トシテ一割ノ稅ヲ既ニ取ツテ居リマスカラ  
ス、例ヘバ友禪縮緬ニハ何ボ稅ガ課ツテ居ル  
カト云ヘバ、例ヘバ丹後縮緬トスルト、一  
反恐ラク課稅價格ガ十圓内外デアリマス、  
其十圓ニ對シテ一圓ノ稅ガ課ツテ居ル、三越  
デ五百圓、千圓デ賣ラレテ居ル友禪縮緬ト  
云フモノハ、一割ノ一圓シカ稅ガ課ツテ居  
ナイ、或ハ西陣織物ト云フヤウナモノハ相  
當稅ガ課ツテ居リマセウケレドモ、是モ織物  
ノ實際ノ取扱カラ見レバ恐ラク五分カ六分  
位シカ課ツテ居ナイ、サウスレバ、ソレヲ認  
メルトスレバ、一割五分カソコラノ稅ガ課ツ  
テモ私ハ不思議ヂヤナイト思フ、此大キナ  
財源ヲ全然看逃シテ置キナガラ一般國民ノ  
迷惑スルヤウナ小サナ品物ヲ澤山拾ヒ上ゲ  
タト云フ理由ハ何處ニアルノデアリマスカ  
其説明ヲ願ヒタイ

○松隈政府委員 只今勝サンノ御述ベニナ  
リマシタ所ハ御尤ナ點モアルノデゴザイマ  
スルガ、一應吾々ノ方ト致シマシテ、立法  
ニ際シテ百方苦心ヲ致シタ結果、之ヲ除外  
致シタ苦衷ヲ申述ベサセテ戴キタイト思フ

ノデアリマス、織物消費税ノ課ヅテ居リマスルモノニ、更ニ此第一種又ハ第二種ノ物品ニ入レテ課稅ヲスルト云フコトハ、織物消費稅ト物品稅トノ重複ト云フコトニナリマシテ、物品稅方消費稅デアリマスル立前上、ドウモ具合ガ悪イト云フ點ガ第一點デゴザイマス、ソコデ織物消費稅ノ課ヅテ居リマセヌ「メリヤス」、「レース」、「フェルト」ハ之ヲ物品稅ニ取込ミマシタケレドモ、織物消費稅ノ對象ニナツテ居ル織物ニ付テハ之ヲ除外致シタノデゴザイマス、尙ホ只今御話ノアッタヤウニ、友禪縮緬デアルトカ、西陣ノ丸帶トカ云フモノガ「デパート」等ニ於テ相當高價ニ賣ラレテ居ルモノモアリマスガ、友禪縮緬ニ付キマシテハ生地デ捉ヘテ、生地ニ對スル安イ課稅ヲ受ケテ、後テ之ヲ染上ゲルトカ、其他ノ加工ヲスルコトニ依ツテ相當價格ガ上昇スル、ソコデ生地課稅デアルガ爲ニ幾分安クナルト云フ事實ハ認メラレマスガ、西陣ノ方ニナリマスト、友禪トハ幾ラカ事情ガ異リマシテ、此方ハ大體製造場ニ於テ相當程度マデ加工ノ濟ンダモノヲ捉ヘテ課稅シテ居ルヤウナ實情ニアリマスノデ、友禪ニ比ベテハ課稅價格モ相當高イ所マデ行ツテ居リマシテ、大阪稅務監督局ノ織物ノ課稅標準等ヲ見マシテモ、一本百

圓位ノ課稅價格ノ丸帶ハアルノデゴザイマス、尙ホ此友禪縮緬等ガ課稅ヲ逃ゲルト云フコトハ、假令「デ.パート」<sup>デ</sup>課稅致シマシテ、例ヘバ「デパート」ニ飾ツテアル既成品ノ友禪縮緬ヲ買フ者ハ、極ク上等ノ客デアルカト云フト、ソレヨリモモウ少シ程度ガ低イノデ、一層贅澤ナ人ハヤハリ「デ.パート」ニ行キマシテモ、生地デ買ヒマシテ、自分ノ好キナ柄模様ニ染メサセル、斯ウ云フコトニナルカト思ヒマス、隨テ此課稅ヲ完璧ニスルトスルナラバ、織物ニ對スル加工稅ト云フヤウナモノヲ設ケテ、加工シタ加工貨ヲ課稅對象ニシテ、モウ一つ稅ヲ設ケルト云フコトデナケレバ、完全ナル捕捉ハ行ハレナイノデハナイカト思フノデアリマスガ、此加工稅ナルモノガ、言フハ易クシテ實施ハ中々困難デアリマスルコトハ、勝先輩モ能ク御存ジノコトデアラウト思フノデゴザイマス、ソレ等ノ點ヲ色々考慮致シマシタ結果、已ムヲ得ズ物品稅ニ於テ課ケルコトヲ躊躇致シタト云フ實情ヲ申上ゲテ、御諒解ヲ得タイト思ヒマス

友禪縮緬ノ元ノ縮緬ト云フモノハ、十圓ソ  
トハ、諸君モ篤ト御聽取り置キヲ願ヒマス、  
斯ノ如キ不公平ナコトニナツテ居リマス、是  
ハ何等カノ機會ニ、何等カノ方法デ是正ス  
ルコトヲ御考ニナラナケレバ、物品稅其モ  
ノノ生命ニ危害ヲ與ヘル原因デマルト私ハ  
思ヒマス、尙ホ次ニ私ノ申サウト思ツテ居ツ  
タコトハ、松隈氏ガ述ベラレタガ、織物消  
費稅ノ課稅方法其モノニ於テ、原品ト言ヒ  
マスカ、生地ニ對シテ課稅スル方法ヲ採ッテ  
居ルノハ、非常ニ不公平ナコトガ行ハレテ  
居ル、現ニ十圓ノ縮緬ニ課稅シテ、數百圓  
モスル友禪縮緬ハ除ケラレテアル、例ヘバ  
「モスリン」ナラ「モスリン」デアリマシテモ、生  
地ニ稅ヲ課スル、友禪「モス」ニナツテ、數十倍  
ノ値段ノスル場合ニモ、生地ニ課稅ヲセラ  
レタ儘デアル、是ハ何トカ考慮シナケレバ  
ナラヌ織物消費稅ニ於ケル大ナル缺陷デア  
ルト思フノデアリマス、ソレカラモウ一ツ  
伺ツテ置キタイコトハ、今日ノ奢侈的消費ト  
云フモノノ中、特ニ大ニ目立ツノハ、料理  
店等ニ於ケル消費デアリマス、是ガ地方ニ  
於キマシテハ色々ナ方面カラ課稅シテ居リ  
マスケレドモ、贅澤ナル旅館デアルトカ、

ヲシナケレバ、物品ノ購買者ノミニ課稅ス  
ルト云フコトハ如何ニモ不合理ダト私ハ思  
ヒマス、聞ケバ佛蘭西邊リデハ課稅ヲシタ  
例モアルヤウデアリマスガ、此際ハドウ云  
フ御考デ此料理店、旅館等ノ贊澤ナル消費  
ニ對シテ課稅シナカツタノカ、ソレヲ伺ヒタ  
イ

ナルデアリマセウ、ソレカラ又假ニ五圓ト致シマスルト、或ル程度課稅ノ範圍ハ擴大シテ參リマスケレドモ、是ガ又逃レ易クナリ勝チデゴザイマシテ、一例ヲ申セバ、今五圓ノ定食ノ西洋料理ヲ食ハセル家ガアル、ソコデ之ニ課稅スルトナルト、現在デハ五圓料理ノニハ別ニ室代ヲ取ラナイノガ普通デアル、然ルニ今後五圓ノ料理ニ對シテ課稅スルト云フコトニナリマスト、料理ノ部分ガ四圓デ、室代ヲ一圓戴キマスト云フヤウナコトニナレバ、モウ直グ五圓ノ料理ガ逃ゲテシマフ、是カラ後ハ「ボーア」ノ「サービス」代トカ、「テーブル」ノ花代、室代ト云フヤウナ風ニ、料理代ヲ納分スレバ中々課稅ガシニクナル、更ニ旅館等ニ於キマシテ、三食付一泊十五圓ト云フノハ、一體朝飯ガ幾ラデ、晝飯ガ幾ラデ、晚飯ガ幾ラト云フコトハ中々判定ガ困難ニナッテ參リマスノデ、是等ノ點モ考ヘマシタケレドモ、結局色々困難ナ問題ガ附隨シテ居リマスノデ、之ヲ取込ムコトノ決心ガ付カナカッタノデゴザイマス、尙ホ假令多少贅澤的ナ傾向ハアリマシテモ、國民ノ衣食住ト云フモノニハ出來ルダケ手ガアリマシテ、高級衣類ハ、稍、負擔力ノアルヲ觸レタクナイ、我國ニ於テハ織物消費稅

者ノ消費スルモノトシテ課稅ヲ受ケテ居リマスガ、此衣類ニ對スル課稅ハ諸外國ニ於テハナイノガ普通ニアリマス、其點カラ言ツテモ既ニ我國デヘ衣食住ノ中ノ衣ダケニハ入ッテ居リマス、此上食ニ迄廣ク入ッテ行クコトハ、出來ルダケ避ケタイト云フヤウナ氣持ガ効キマシテ、考究ハ致シマシタケレドモ取止メタヤウナ次第デアリマス

民トモ徵稅ノ煩ニ堪ヘナイト云フヤウナ點  
モゴザイマスノデ、之ヲ製造場課稅ニ致シ  
マスレバ、製造場ノ數モ極メテ少ク、課稅  
漏レモナク比較的容易且ツ確實ニ課稅ガ出  
來ルト云フヤウナ關係モゴザイマンテ、從  
來北支事件特別稅法中ノ物品特別稅ニ於キ  
マシテモ、ヤハリ第一種小賣課稅ノモノト、  
第二種製造場移出課稅ノモノトヲ區別シテ  
設ケルコトノ已ムヲ得ナイヤウナ實情デアッ  
タノデゴザイマスガ、今回第一種第二種共  
ニ課稅品目ヲ擴張致シマシタガ、ヤハリ同  
様ナ事情ニ依リマシテ、小賣課稅ヲスル方  
ガ適實デアルト思ハレルモノ及ビ製造場移  
出課稅ニシタ方ガ適當デアルト思ハレルモ  
ノトニ依ッテ、撰リ分ケテ第一種、第二種ヲ  
定メタヤウナ次第デアリマス、其結果御指  
摘ノヤウナ事實ガ一部ニ起リマスコトハ、  
今ノ理由ニ依ッテ已ムヲ得ザルニ出デタモ  
ノト思フノデゴザイマシテ、御諒承ヲ得タ  
イト思ヒマス

ガ設ケラレテ、課稅外トナルベキモノガアツ  
タデアラウガ、第二種ニ組込マレタ爲ニ全  
部ガ課稅サレルト云フ不權衡ヲ生ジテ居リ  
マスガ、是ハ一體ドウ云フ理由デ斯ウ云フ  
コトニヤラレタノデアリマスカ

○松隈政府委員 第二種ニ付キマシテ製造  
場課稅ト致シマシタノハ、先程申上ゲタヤ  
ウナ事情デゴザイマシテ、第二種ニ付キマ  
シテハ只今御指摘ノヤウナ事實モ考慮致シ  
マシテ、稅率モ第二種中乙ノモノニ付テハ  
幾分安キシテアリマスルシ、ソレカラ甲ノ  
モノニ付キマシテハ、他ノモノニ比較致シ  
マシテ、程度ノ差デハゴザイマスルケレド  
モ、比較的奢侈的性質モ多ク、サウシテ割  
合ニ最低價格ノ高イモノガ選バレテ居リマ  
スノデ、先ヅ是デ大體仰シャッタヤウナ不權  
衡ナシデ行カレルノデナイカト思ヒマス、  
唯雙眼鏡ノヤウナモノニナリマスト、時ニ  
安イモノモアルカト思ヒマスガ、一方全ク  
ノ玩具ト認メラレルヤウナモノハ、課稅外  
ニ致ス積リデアリマスルカラ、サウ致シマ  
スレバ、課稅ヲ受ケルモノハ結局相當ノ價  
格ヲ持ツタモノニナルデアラウト思ヒマス、  
ソレカラ喫煙用「ライター」ガ少シ安イノガ  
アルカト思ヒマスガ、是ハ「マッチ」課稅トノ  
權衡上、ドウモ課稅最低限ヲ設ケル譯ニモ

行カナインノデ、已ムヲ得ナイノデハナイカ  
ト存ジマス  
○勝委員　此第一二種ノ乙ヲ見マスト、此中  
ニ部分品ト云フコトガ特掲シテアル品目モ  
アレバ、部分品ト云フモノヲ特掲シテナイ品  
目モアリマス、例ヘバ「扇風機及同部分品」  
トアリマスガ、乗用自動車ニ對シテハ部分  
品ト云フコトガ書イテアリマセヌ、斯様ニ  
區別サレタノハ、ドウ云フ譯デ區別サレタ  
ノデアリマスカ  
○松隈政府委員　自動車ハ是ハ組立ノ時ノ  
課税デアリマスカラ、自動車ニナッテ製造場  
ヲ出ル時ニ課税ヲ致シマスレバ、自動車ノ  
課税ノ目的ハ達スルカト思フノデゴザイマ  
ス、扇風機等ニ付キマシテハ、扇風機用ノ  
羽ノ部分ト、扇風機用ノ「モーター」ノ部分  
トガ別ニナッテ製造場ヲ出テ行クヤウナ場  
合モ考ヘラレマスノデ、之ヲ完全ニ補捉ス  
ルヤウナ意味ニ於キマシテ、部分品マデ課  
稅品ニ特掲致シタ次第デゴザイマス  
○勝委員　サウシマスト、補給用或ハ修繕  
用ノ部分品ト云フモノハ課税ヲセスト云フ  
御方針ナノデスカ、例ヘバ自動車ノ如キハ  
修繕用ノ部分品専門デ賣ツテ居ルヤウナ所  
モアリマス、ソレモ相當ナ價格ニ上ルヤウ  
デスガ、ソレヲ見遁スト云フコトハ他トノ

權衡ヲ害スルヤウナコトハナイノデスカ

○松隈政府委員 自動車ノ部分品ニ付キマシテ、自動車ハ先日モ御話申上げマシタ

クテ、一定ノ輪距ヲ持ツテ居リマスモノニ課稅致シマスノデ、是ガ部分品ニ付キ

マシテハ果シテ課稅自動車用ノモノデアルカ、或ハ免稅自動車用ノモノデアルカ、部

分品製造工場ヲ出ル時ニハ分リニクイ場合モ多イト云フ關係モアリマスノデ、部分品ニハ課稅ヲ致サナイト云フ趣旨ノ下ニ、部分品ヲ特掲スルコトヲ取止メタ次第ゴザイマス

○勝委員 一寸申シ落シマシタガ、千回ノ使用ニ付テ五錢程度ニナル譯デアリマス

○田中政府委員 申分デアリマスガ、麻雀用具ト云フモノハ、

物品稅ノ課稅品目ノ中ニナイヤウデス、是ハ聞ケバ大變ナ麻雀用具ガアルヤウデス、

○勝委員 是モ納稅者ニ取ツテハ不利益ナ

申分デアリマスガ、麻雀用具ト云フモノハ、

互ノ權衡ガ取レテ居ルト云フコトニナルノデスカ

○田中政府委員 「ライター」ニ對スル課稅ト「マッチ」ニ對スル課稅ト「マッチ」ニ對スル課稅トハ、ドウ云フ計算デ相

數百圓モスル麻雀用具モアルヤウデアル、寧ロ是ハ貴族、富豪ノ遊戲用ニ供スルモノ

モ可ナリアル、是ハ何故課稅シナイデアラ

ウカト云フコトヲ御尋スレバ、麻雀ハ骨牌

稅法ニ依ッテ、一組ニ對シテ三圓ノ課稅ヲ

ノ權衡ノ問題デゴザイマスガ、「ライター」ハ色々値段ニ依リマシテ使用回數ガ違ヒマスガ、小賣價格五十錢程度ノ「ライター」ハ

大體三百回位使ヘルト致シテ計算シマスルト、十回分ノ稅金ハ十七錢位ト云フコトニナリマシテ、是ハ「マッチ」ヨリモ大分高クナッテ居リマス、一圓若クハ二圓程度ノ「ライター」デアリマスト、數千回ノ使用ニ堪

ヘルト致シマシテ、稅金ハ五錢程度ニナリ

マシテ、大體「マッチ」ト權衡ヲ得タコトニナルカト思ヒマス

○勝委員 御聽キニナツタ委員諸君ガ御納得カドウカ知リマセヌガ、承リ置クコトニ致シマス

○田中政府委員 一寸申シ落シマシタガ、千回ノ使用ニ付テ五錢程度ニナル譯デアリマス

○勝委員 是モ納稅者ニ取ツテハ不利益ナ

申分デアリマスガ、麻雀用具ト云フモノハ、

互ノ權衡ガ取レテ居ルト云フコトニナルノデスカ

之ニ對シテ物品稅ヲ課セザル理由如何

○松隈政府委員 只今御述ベニナリマシタ

百圓以上モスル麻雀ト云フコトデゴザイマス

スガ、サウ云フモノモアルデゴザイマセウ

通ニ使ヒマス麻雀ハ大體二十圓乃至三十圓

程度ノモノガ多イノデゴザイマシテ、是等ニ對シマシテハ御述ベニナツタ通リ骨牌稅

ガ三圓課ツテ居リマスノデ、大體一割カ一割

五分程度ノ課稅ヲサレテ居ル譯デアリマス

カラ、更ニ其以上ノ課稅ヲスルト云フコト

モ如何カト存ジマシテ、之ヲ取止メタヤウ

ナ次第ゴザイマス

○勝委員 是ハ過日既ニ他ノ委員カラ御尋

申シタヤウデスケレドモ、樂器ノ製造業者

ガ屢々吾々ノ所ニ陳情ニ參ルノデアリマス、

ソレハ例ノ琴トカ三味線トカ、和樂器ニ對

シテハ免稅ニナツテ居ラヌ、是ハ淘ニ取扱方

ノモナインデアツテ、若シ之ヲ免稅ニシタ所

シテハ免稅ニナツテ居ラヌ、是ハ淘ニ取扱方

ノモナインデアツテ、若シ之ヲ免稅ニシタ所

御考ヘニナツテ、詰リ教育用其他ニ使ツタ場

合ニハ和樂器モ公平ニ免稅スルト云フコトニ御決心ニナツテハ如何デスカ

○大矢政府委員 大體教育用ノモノハ、小學校ヲ中心ニシテ免稅シタイ、斯ウ云フ趣旨デ、今ノ和樂器ノ琴、三味線ノヤウナモノハ、小學校デ餘り使用シテ居ナイカラ免稅範圍ニハ取入レナカツタノデゴザイマス、少シ考ヘテ見ヨウカト思ヒマス

ノハ、小學校デ餘り使用シテ居ナイカラ免稅範圍ニハ取入レナカツタノデゴザイマス、

五分程度ノ課稅ヲサレテ居ル譯デアリマス

カラ、更ニ其以上ノ課稅ヲスルト云フコト

モ如何カト存ジマシテ、之ヲ取止メタヤウ

ナ次第ゴザイマス

○勝委員 御考ヘニナルト云フコトデアリ

マスカラ強イテ申上ゲマセヌガ、教育用具ニ對スル免稅ハ、小學校ノ用品ニ限ツタモノ

ノデハナイ、アナタノ御所管ノ關稅定率法ヲ御讀ミニナレバ分ルガ、顯微鏡トカ何ト

カソツクリ免稅サレテ居リマス、其點カラ言ヒマシテモ、何モ小學校ダケト云フコトニ限ル必要ハナイ、是ハ太田政府次官モ御

聽キノ通リデアリマスカラ、ドウゾ特別ノ御考慮ヲ御願ヒ致シマス、尙ホ物品稅ニ付

キマシテハ少シ大臣ニ御尋シタイ點ガアリマスケレドモ、政府委員ノ方デスカラ此程

度ニ止メテ置キマスガ、先程カラノ質問應答デ政府委員ノ方デモ御聽取ノヤウデアリ

マスガ、愈々ヤツテ見タナラバ、可ナリ是ハ無理ナ所、ヲカシナ所ガ出ルダラウト思ヒマス、

サウシテ此細目及ビ免稅點等ニ何ト言ヒマス、

スカ、過チノ功名デ命令ニ讓ラレタ結果、隨時ニ是ハ改善シ得ルコトガ出來ルノデアリマスカラ、其時々ニ適當ナル改善ヲ加ヘラレントヲ希望シテ置ク次第デアリマス次ハ利益配當稅ノコトデ御尋スルノデゴイザイマス、既ニ北支事件特別稅ノ時ノコトヲ今更蒸返スノモ變ナコトデアリマスガ、ドウモ私ハ考ヘテ見テ腑ニ落チナイ、利益配當特別稅ト云フモノハ、七分以上ノ配當ヲシタ場合ニ於テハ課稅ヲスルト云フコトニナツテ居ルノデアリマスガ、是ハ一體法人ノ異常ナル利益ヲ狙ッテ稅ヲ取ルト云フ積リデアルノカ、個人即チ株主ノ異常ナル利益ガ目的トナツテ居ルノカ、何ヲ目的トシテ利益配當稅ト云フモノハ御考ニナツタノデアルカ、先ヅ之ヲ伺ッテ見タイト思ヒマス○大矢政府委員　是ハ株主ノ負擔力ヲ考慮シテ課稅スルコトニシタノデゴザイマス○勝委員　只今ノ御答ニ依レバ、株主ノ負担シタモノ、即チ發行ノ際取得シタモノナラバ、其話ハ聞エルノデアルガ、後デ買ツタモノルノデアリマスガ、其株式ヲ源泉的ニ取得ニ對シテハ理窟ガナイノデアリマス、例へバ、其割配當ノ株ハ額面ニ對スレバ成程一割ノ配當ニナリマス、ソレダカラ稅ヲ取ルト

仰シヤル、ケレドモ五十圓ノ株ヲ私ガ百圓  
デ買ツテ居ル時ニ於テハ五分ノ配當ニシカ  
ナラナイ、其株主タル私ハ何等特別ノ利益  
ヲ得テ居ナイ、然ルニ之ニ對シテ課稅ヲナ  
サルト云フノハドウ云フ理由デアリマスカ  
○大矢政府委員 仰セノ通リノ場合モアラ  
ウカト思ヒマス、併シ其株ヲズット以前カ  
ラ持ツテ居ツテ、段々配當率ガ高クナツテ居ル  
ト云フ場合モ亦多カラウト存ジマス、大體  
高率配當ヲヤツテ居ル會社ノ株式自體ハ優  
良株デアリマシテ、ソレヲ所有シテ居ル株  
主ニハ、他ノ低率配當ノ株式ヲ所有シテ居  
ル者ヨリモ負擔力ガ多イト云フノガ、多ク  
ノ場合ニ先づ適當カト存ジマス、其意味ニ  
於テ此利益配當稅ガ存立スル基礎ヲ持ツテ  
居ルト存ジマス

デアリマス、ソレニ對シテ此特別ノ配當稅ヲ取ルト云フノハドウ考ヘテモ理由ガナイ、而シテ之ヲ源泉的ニ取得シタ株主ガ多イカト考ヘテ見レバ、恐ラク繼承シタ株主ノ方ガ多イカ、繼承的ニ取得シタ株主ガ多イカト考ヘテ見レバ、恐ラク繼承シタ株主ノ方ガ多一部分デアル所ノ源泉取得ノ人ノ算盤ノミヲ考ヘテ見テ課稅スルト云フコトハ非常ヲカシイト思ヒマス、是ハ或ハ此議會ニ於テ何トカ形ヲ變ヘナイト、色々ナ無理ナコトニナリハセヌカト思ヒマス、其點ヲ政府ニ警告ヲ致シテ置キマセウ——只今大藏大臣ガ御見エニナリマシタカラ、澤山ハアリマセヌガ、三ツ四ツ大藏大臣ニ御尋致シマス私ガ今第一ニ大藏大臣ニ御尋シタイノハ、政府ハ多年引續イテ巨額ナル直接國稅ヲ納付シタ者ニ對シテ、或ハ表彰ヲスルトカ、或ハ榮典ノ授與ヲ奏請スルトカ云フヤウナ御考ハナイカドウカト云フコトデアリマス、間接稅ハ是ハ別ト致シマシテ、所得稅其他ノ直接稅、或ハ五十萬圓或ハ百万圓ト云フヤウナ巨額ナル稅ヲ五年モ十年モ引續イテ納メタト云フヤウナ者ニ對シテハ、國家ハ何等カノ表彰ヲスルトカ、何等カノ榮典ノ授與ヲ奏請スルトカ云フコトハヤッテ宜シイコトデハナイデアラウカト思ヒマス、一

體文武ノ官吏ガ、或ハ内治ニ、或ハ外交ニ、或ハ陸海軍ニ勤メマシテ、其功績ニ依ッテ年限ガ來レバ相當ノ榮典ノ授與ニ與カル、一國ノ大納稅者ガ、其資力ニ應ジタトハ申シナガラ、數十萬圓、數百万圓ノ直接稅ヲ數年間モ引續イテ納メタト云フコトヲ後カラ考ヘテ見レバ、如何ニ法律上ノ義務ニ基イタ納稅トハ申シナガラ、是ハ國家ニ對シテ餘程大ナル貢獻ヲシテ居ルノデアリマス、例ヲ變ヘテ今日褒章條例ヲ見マスレバ、慥カ一万圓以上公共ノ爲ニ獻納シタ者ニ對シテハ紺綬褒章ヲ下サルト云フヤウナコトモアル、是等ノコトカラ比較シテ見マシテモ、非常ナル巨額ノ稅、而モ自分ノ所得ノ半額ニ近イモノ、或ハ半額以上ノモノヲ數年間モ政府ニ出シ、所謂國家ノ爲ニ奉タット云フヤウナ者ニ對シテハ、國家ハ相當ナ表彰ヲスルノガ當然デハナカラウカ、文武ノ官吏ガ國家ニ對シテ勵イタト同様ニ考ヘテモ宜申シ出スノハ聊カ奇異ナル感ヲ懷カレルカモ知レナイ、或ハ緩問題ダト御感ジニナルカモ知レナイガ、私ハサウハ思ハナイ、我國ノ財政ハ遠カラズシテ二百億ノ國債ヲ負擔スルヤウニナリハセヌカ、此元利金ノ償還ダケデモ吾々ハ餘程長イ間此重イ稅ヲ堪

○賀屋國務大臣　只今ノ御説ハ御尤ノ點モ  
カラ豫測サレルノデアリマス、ソコデ如何ニシテ國民ノ納稅心理ヲ捕捉スペキカト云  
フコトハ、政府ニ於テ當然考ヘナケレバナ  
ラヌ時機デアルト思ヒマス、私ハ此時機ニ  
於テ、特ニ此點ヲ大藏當局ニ御尋ラスル必  
要ヲ感ズルノデアリマス、ドウ云フ御考デ  
アリマセウカ、大體ノ御考デモ承ッテ置キ  
タインデアリマス

アルヤウニ思フノデアリマス、唯多額ノ納  
稅者ノミニ付テ考ヘルト云フコトニナリマ  
スルト、少額ノ納稅者デアリマシテモ、其

税率ハ負擔力ニ應ジテ課ケルト云フ立前デ  
アリマスルカラ、獨リ多額ノ納稅者ノミ之ヲ  
表彰スル、或ハ之ニ類似致シマスルヤウ  
ナコトヲスルノニ付キマシテモ、多少考ヘ  
ナケレバナラヌ點ガアルカト思ヒマス、私  
ハ今之ヲ否定致スト云フ譯デハアリマセヌ  
ガ、其邊ニ付テ又考ヘナケレバナラヌ點モ  
アルカト思ヒマス、要スルニ長イ間國民ノ  
義務ヲ怠リナク實行シタト云フコトニ付テ、  
何等カ考ヘル必要ハアリハシナイカト云フ  
御說ニ對シマシテハ、尙ホ此上私共ノ方デ  
モ考ヘテ見タイ、斯様ニ思フノデアリマス

者ノ万燈デ、万燈デモ一燈デモ同ジデアル  
ト云フ理窟ハ其通リデアリマスガ、非常ナ  
ル大キナ金額——殆ド自分ノ所得ノ半分以  
上モ數年間引續イテ提供シタト云フヤウナ  
場合ニハ、餘程御考ニナル必要ガアルト思  
ヒマス、大藏大臣ハ多分ソンナ大キナ稅ヲ  
オ納メニナツタ經驗ガナイカラ、サウ云フコ  
トハ御考ニナラナイデセウガ(笑聲)ソレハ  
冗談デハナイノデアリマス、本當ニ政府ト  
シテモ相當ニ御考慮ヲ願ヒタイト思フノデ  
アリマス

ソレカラ次ニ御尋ヲスルコトハ、少シ稅  
ノ根本問題ニナルノデアリマスガ、今日  
吾々ガ日本ノ稅ノ制度ヲ見マシテ、一番不  
都合ニ感ジ、一番不愉快ニ感ズルノヘ、所得  
ノナイノニ稅ヲ取ラレルト云フ現象ガ到ル  
處ニ起ツテ居ル、各人ガ其所得ニ應ジテ稅ヲ  
取ラレルナラバ、是ハ仕方ガナイ、然ルニ  
無イ所得ニ稅ヲ課ケラレルト云フノガ一番  
悪イ、先づ一例ヲ擧ゲテ見マスレバ、今日  
ノ所得稅ノ立前デハ個人ノ所得ヲ計算スル  
時ニ、借入金ノ利子ヲ控除スルト云フコト  
ニハナツテ居リマスルガ、其所得ヲ得ルニ必

アリマス  
シテモ相當ニ御考慮ヲ願ヒタイト思フノデ  
冗談デハナインデアリマス、本當ニ政府ト  
トハ御考ニナラナイデセウガ(笑聲)ソレハ  
オ納メニナックタ經驗ガナイカラ、サウ云フコ  
ヒマス、大藏大臣ハ多分ソンナ大キナ稅ヲ  
上モ數年間引續イテ提供シタト云フヤウナ  
ル大キナ金額——殆ド自分ノ所得ノ半分以  
上云フ理窟ハ其通リデアリマスガ、非常ナ  
メルノデアルカラ、ソレハ貧者ノ一燈、長  
者ノ万燈デ、万燈デモ一燈デモ同ジデアル

敗ラシテ、數百万圓ノ借金ヲシテ居ル、今度ハ他ノ事業デ儲ケテ、相當ノ所得ガ上ッテ居ル、ケレドモ前ノ借金ノ利子ト後ノ事業ノ利益トヲ差引スレバ殆ド所得ガ無イト云フヤウナ場合ハ、屢々遭遇スルコトナノデアリマス、然ルニ其場合ニ、前ノ借金ハ後ノ利得ノ原因ヲ成シテ居ナイト云フ理由デ、全然之ヲ控除シナイ、是ハ成程極メテ冷靜ナル理論カラ申シマスレバサウ云フ理窟モアリマセウケレドモ、其稅ヲ納ムル者カラ見レバ、舊借金ノ利子ヲ五十万圓拂ハナケレバナラヌ、新規ノ事業ノ利益ガ五十万圓ダト言ツテモ、差引零ニナル、然ルニ前ノ借金ハ放ツテ置イテ、後ノ利益ノ五十万圓ダケヲ捉ヘテ課稅スルト云フノハ如何ニモ酷イ、小サナ例ハ全國ニ亘ツテアルト思ヒマス、是ハ吾々屢々口ヲ酸ツバクシテ大藏省當局ニ申上ゲテ居ルノデアリマスガ、所得稅法ヲ改正シテ、借金ノ利子ト云フモノハ其原因ノ如何ニ拘ラズ之ヲ控除スルト云フ立前ニ、御改メニナル御考ハナイカドウカト云フ點ガ

理由ノアル御質問アルト思ノノデアリマ  
トソレニ要スル負債ト云フモノトノ關聯性  
如何ト云フ問題ニハ非常ニ難カシイ點ガア  
リマス、又所得ノ一部々々ニ付テ、サウ云  
フ風ニ考ヘマスコトガ果シテドウ云フモノ  
デアラウカ、隨テ只今ノ御説ノヤウニ、所  
得ノ全體ト其ノ負債、斯ウ云フ風ニ全所  
得ト全負債ト云フ考ガ出ルカト思ヒマスガ、  
之ニ對シテモ私ハ疑惑ガアル、譬ヘバ或ル  
人ガ自分ノ生活ノ消費ヲ收入以上ニ致シマ  
シテ、負債ヲ生ジテ居ル場合、其利子モ其  
後ノ所得ヨリ差引カナケレバナラヌト云フ  
コトニナルト、所得ノ範圍内デ生活ヲシテ  
負債ヲ残サナイ人ヨリ以上ニ、自分ノ所謂  
フシダラノ爲ニ納稅ヲ免レルト云フ結果ニ  
モナルノデアリマス、其負債タルヤ已ムヲ  
得ナイ事情デ出來タ負債モアリマセウガ、  
已ムヲ得ヌ事情ト客觀的ニ言ヘナイ負債モ  
アリマス、ソレ等ノ狀況ヲ一々見定メルト  
云フコトハ非常ニ困難ナノデアリマス、隨  
ヒマシテ一方ノ理論カラ御詰ノ如ク負債ノ  
利子ヲ引クト云フコトハ、非常ニ理由ガア  
ルヤウニモ思ヒマスルガ、全般的ニ其方法  
ニ依ッテ負擔ノ衡平ヲ期シ得ルカドウカト  
ノ云フコトニ付テハ、マダ研究ヲ要スル點

ガアルト思フノデアリマス、併ナガラ洵ニ有  
力ナル——ト申シマスルカ、相當理由ノア  
ル御説デアルノデアリマス、是等ハ所謂稅  
制ノ根本的改正ノ際ニハ、一ツノ大キナ問  
題トシテ研究ヲスベキモノデアラウト考ヘ  
テ居リマス

○勝委員 重ネテ申上ダマスガ、借金ト所  
得ノ相互ノ關聯性、又其借金ノ原因如何ト  
云フヤウナコトヲ取調べテハッキリサセル  
ト云フコトノ困難ナコトハ、大臣御承知ノ  
通リデアリマス、是ハ出來ルモノデハナイ  
ノデアリマス、ソコデ結果カラ見レバ此處  
ニ勝正憲ト云フ人間ガ居テ、實際ニ於テ其  
原因ハ何カラ來タカ知レナイノデアリマス  
ガ、借金ノ利子ヲ十万圓拂ッテ居ル、他カラ  
ノ所得ハ十五万圓シカナイト云フ時ニハ、  
結局ハ何トシテモ私ハ五万圓シカ自由ニ使  
ヒ得ル金ハナイ、ダカラ私ノ稅金ヲ納メル  
力ト云フモノハ五万圓シカナイ、其原因ガ  
放蕩ノ結果デアラウト、選舉運動ノ結果デ  
アラウガ、借金ノアルコトハ事實デアル、  
利子ヲ拂フノハ事實デアル、全所得ガ十五  
万圓シカナインモ事實デアル、サウナッテ來  
レバ、所得稅ト云フモノハ其人ノ所得ニ應  
ジテ拂ハナケレバナラナイト云フ立前カラ  
致シマスレバ、是ハ何トシテモ原因ノ如何

ヲ問ハズ、其借金ノ利子ト云フモノヲ差引ケバ、  
クノガ當然ト思ヒマス、現ニ之ヲ各國ノ立  
法ニ見マシテモ、亞米利加デアレ、獨逸、  
佛蘭西皆之ヲ引イテ居ルノデアリマス、殊  
ニ亞米利加ノ如キハ納稅者ガ前ノ年ニ泥棒  
ニ遭ッテ非常ニ損害ヲ被ッタ云フ時ニハ、泥  
棒ニ遭ッタ損害モ後カラ引イテヤルト云フ  
コトニナツテ居ルガ、是ハ當然ノコトデア  
リマス、是ハ特ニ御考慮ニナランコトヲ希  
望シテ置キマス

ソレカラ昨日來吾々ノ間ニ問題トナツタ  
ノデアリマスガ、今日段々所得稅モ重ク  
ナツテ参リマス、其結果所得稅ト云フモ  
ノハ其人ノ所得ニ非常ニ大キナ影響ヲ及  
ボスノデアリマス、一昨日渡邊委員ガ政府  
ニ要求ラシテ一覽表ヲ取ッタノデアリマ  
スガ、茲ニ或ル人ガ新規ニ營業ヲ開イテ、  
五万圓ノ所得ガアルヤウニナツタト云フ  
時ニ、稅金ヘドウナルカト申シマスト、  
色々ナ所得稅及ビ利得稅、ソレカラ各種  
ノ附加稅、營業收益稅同附加稅等ヲ入レマ  
シテ、其結果稅金ガ二万五千六百二十三圓  
バカリニナル、是ハ大體省ガ作ッタ表ニ  
アリマス、ソコデ五万圓ノ所得ガアルケ  
レドモ、二万五千六百二十三圓ト云フモノ  
ハ稅金ニ取ラレテシマフ、ソコデ此中デ

所得稅及ビ同附加稅以外ノ稅金ヲ差引ケバ、  
其人ノ所得ト云フモノハ今度ハ三万七千六  
百三十三圓デアリマシテ、其稅金ハ一万八  
千百三十六圓、斯ウ云フヤウナ風ニ、稅金  
ト云フモノガ其人ノ所得ノ大部分ヲ奪フヤ  
ウニナツテ來ル場合ガ屢々起ル、是ハ極端ナ  
例デアリマスケレドモ、之ニ類似シタ例ハ澤  
山アル、ソコデ法人ノ所得稅ヲ計算致シマス  
時ニハ、總益金カラ總損金ヲ引クト云フ立前  
ニナツテ居リマスカラ、其法人ノ所得ヲ計算  
スル場合ニハ、前期ノ各種ノ稅金ト云フモノ  
ヲ引イタ残ノ「ネット」ガ、其法人ノ所得稅ノ  
基準ニナルガ、個人ノ所得ハソレヲ控除シ  
テ下サラヌカラ、實際其人ノ所得デナイモ  
ノガ形式上ノ所得トナツテ課稅サレルト云  
フコトニナルノデアリマス、是ハ大臣モ御  
認メニナル所デアラウト思ヒマス、ソコデ  
ト云フ立法ノ際ニ、個人ノ方ハ御話ノヤウ  
ニ、前年ニ納メタ稅額ヲ次ノ年ノ所得カラ  
差引カザルモノヲ所得ト考ヘテ、物事ガ進  
ンデ居ル、會社ノ方ハ前期ノ稅金ヲ後期デ  
拂ヒマスレバ、ソレハ經費トシテ差引カレ  
ル、斯ウ云フコトガ前提ニナツテ居リマス、  
其考ノ下ニ物事ガ進ンデ居ルト思ヒマス、  
隨ヒマシテ毎年々々個人デ前年カラノ納稅  
額ヲ差引クコトナレバ、是ハ稅率ヲ輕減  
シタト同ジヤウナモノニナラウガ、ソレガ

スガ、負擔ノ利子ヲ控除シタ残ハ所得ニナ  
ルヤ否ヤト云フ所ニ、私ハ問題ガ少シ殘ッテ  
居ルノデハナイカト思ヒマス、併シ是ハ全  
面的ニ御話ヲ否定スル意味デハアリマセ  
ヌ、尙ホ考究ヲ要スル點ガアルト考ヘテ居  
リマス、後ノ御話デアリマスガ、個人ト會  
社ノ場合ハ、私ヨリ勝サンノ方ガ能ク御承  
知デ、總テ資本デアルトカ、經費デアルト  
カ云フヤウナ觀念ハ、非常ニ明確ニ取リニ  
クイモノガ多イノデアリマス、隨テ只今ノ  
稅法ハ稅率ヲ編ミ、稅額ヲ如何ニ定メルカ  
ト云フ立法ノ際ニ、個人ノ方ハ御話ノヤウ  
ニ、前年ニ納メタ稅額ヲ次ノ年ノ所得カラ  
差引カザルモノヲ所得ト考ヘテ、物事ガ進  
ンデ居ル、會社ノ方ハ前期ノ稅金ヲ後期デ  
拂ヒマスレバ、ソレハ經費トシテ差引カレ  
ル、斯ウ云フコトガ前提ニナツテ居リマス、  
其考ノ下ニ物事ガ進ンデ居ルト思ヒマス、  
隨ヒマシテ毎年々々個人デ前年カラノ納稅  
額ヲ差引クコトナレバ、是ハ稅率ヲ輕減  
シタト同ジヤウナモノニナラウガ、ソレガ

マスカ

○賀屋國務大臣 前ノ負債ノ問題デアリマ

スガ、負擔ノ利子ヲ控除シタ残ハ所得ニナ  
ルヤ否ヤト云フ所ニ、私ハ問題ガ少シ殘ッテ

税率ヲドウ變更スルカ、是等ノコトカラ相  
關聯シテヤハリ研究シナケレバナラヌ問題  
デアルト思ヒマスガ、只今ハ臨時立法ノコ  
トデモアリマスシ、只今ノ問題トシテハ前  
カラサウ云フコトデ進ンデ居リマスカラ、  
其事實ノ上ニ如何ニ税率ヲ盛ルカ、斯ウ云  
フ風ナ考デ致シマシタ次第アリマス、尙  
ホ御話ノヤウナ場合ハ、新規ニ利益ガ非常  
ニ多額ニ殖エマシタヤウナ場合デアラウカ  
ト思ヒマス、サウ云フ場合ニハ比較的負擔  
力モアルカト思ヒマス、只今ハ今ノ方針デ  
進ンデ参リタイト思ヒマス

○勝委員 卒然ノ御尋デアリマシタカラ大  
藏大臣モマダ十分ニ御呑込ニナレナイト存  
ジマス、併シは強ヒテハ申上ゲマセヌ  
ガ、新ニ巨大ナル利益ガ起ツタ場合デナク  
テモ、同ジャウナ所得ガ起ル場合デモ同じ  
コトデアル、詰リ税ト云フモノヲ取ラレルト  
ソレダケ其人ノ所得ハ減ル、納稅力ガナイ、ダ  
カラ所得税ト云フモノハ、所謂自由ニ處分シ  
得ル所ノ所得金額ヲ押ヘテ課稅ヲスルト云フ  
立前カラスレバ、ヤハリ私ノ理論ハ貫イテ行  
カナケレバナラヌ、是ハ勿論所得税ノ課稅方  
法ヲ全部實績課稅ヲ前提トシテノコトデス、  
此點ハ政府委員ノ皆サン能ク御聽取デアリ  
マスカラ、アトデ能ク大藏大臣ニ申上ゲテ

特ニ御研究下サランコトヲ希望致シマス  
ソレカラ尙ホ御尋致シタイノハ、今日  
我國ノ所得稅ニ於キマシテハ、千二百圓  
ガ免稅點ニナッテ居ル、一千百九十九圓マ  
デハ稅ガ掛ラナイ、ソレガ千二百圓ニナ  
ルト一躍シテ十何圓ノ稅ガ掛ルコトニ  
ナッテ居リマス、今度ハ其免稅點ヲ千圓ニ引  
下ゲラレテ居ル、ソレハ大小ノ差コソアレ  
同一ノ現象ヲ來スノデアリマス、是ハ如何  
ニモヲカシナコトダト思ヒマス、其國稅ノ  
所得稅ノ下ニ、普遍的ニ全國ノ各都市各町  
村ニ特別所得稅ガ布カレテ居レバ申シ分ナ  
イノデアリマスガ、此特別所得ハアル所モ  
ナイ所モアッテ、ナイ所ガ大部分デアル、  
ソコデ千百九十九圓マデハ稅ガ掛ラヌ、  
一圓殖エレバ俄ニ十何圓ノ稅ヲ取ラレルト  
云フコトハドウモヲカシイ、ソコデ是ハ  
世界ノ各國デハドウ云フ風ナコトヲヤッテ、  
ドウ云フ風ニ課稅シテ居ルカト云フコト  
ヲ見マスト、大體ニ於テ英米獨佛ハ殆ド  
全部控除主義デアル、千五百弗取ル者ハ八  
百弗ヲ控除シテ殘リニ課稅スル、詰リ其人  
ノ總所得ノ中カラ一定金額ヲ控除シテ、殘  
デアリマス、ソコデ我國デモ千二百圓ヲ控  
除スレバ、歲入ガ非常ニ減リマセウカラ、  
リニ課稅ヲスルト云フコトニナッテ居ルノ

ソレハ六百圓デモ八百圓デモ宜シイ、免稅點主義ニ依ラズシテ、控除主義ニ依ツテ行ケバ幾ラデモ出來ルト思フ、ソコデ八百圓ニ課稅ヲスル、千二百圓ノ人ナラ六百圓ヲ控除シテ六百圓ニ課稅ヲスル、斯様ニ致シマシテ初メテ課稅ガ公平ニ出來ルト思フ、若シソレガ爲ニ稅收入ガ減ルナラバ、相當稅率ノ增加ヲシテモ斯様ニナサルコトガ相當デアラウト思フガ、今ノ免稅點主義ヲ控除主義ニ御改メニナル御考ハナイカト云フコトヲ御尋スルノデアリマス

○勝委員 重ネテ申シマスガ、今ノ免稅點ノ限界ニ於テ、非常ノ段階ガ付イテ居ルガ、消費稅其他ノ關係ニ於テ之ヲ緩和スル御考ノヤウニ大藏大臣ハ御答デアリマスガ、サウ云フコトハナイノデアリマス、若シ緩和レハ全國的ニ地方ノ特別所得稅ト云フモノスルコトガ出來ル制度ガアルトスレバ、ソレハ全國的ニ地方ノ特別所得稅ト云フモノガ普遍シテ來レバサウ考ヘラレルガ、ソレガナイ限りハ消費稅其他デ緩和ハ出來マセヌ、此點ヲ能ク御考ニナリマシテ、相當ノ處置ヲ執ラレンコトヲ希望シテ置キマス次ハ前日來此委員會デ大分問題トナッタコトデアリマスガ、ソレハ個人營業者ノ所得ヲ計算スル際ニ、其個人ノ營業者ノ固定資產ノ減價銷却ヲ見ルカ見ナイカト云フコトデアリマス、之ニ付キマシテハ他ノ諸君竝ニ私カラ數次ニ瓦ツテ主務局長ト押問答ヲシタ結果、其場合ハ之ヲ見ルト云フコトニ落著イタヤウニモアルシ、落著カナイヤウニモアル、ソレハ大藏大臣ニハ初メテデアリマスカラ申上ゲマスガ、所得稅法ノ立前ニ於キマシテハ、法人ノ所得ハ總益金カラ總損金ヲ引イタ殘リガ所得デアルト法律ニ書イテアル、所ガ個人ノ所得ニハ、總收入金カラ之ヲ得ルニ必要ナル經費ヲ控除シタル金額ヲ以テ、個人ノ所得トスルト書イテ

アル、ソコデ今度ハ仕入代金或ハ借入金ノ利子ト云フモノガ必要經費デアルコトハ疑ナシ、疑ナイガ、固定資産ノ減價銷却ト云ヤウナ議論ガ起リ得ルノデアリマス、ソコデ私ハ大矢主稅局長ニ對シテ、此經費ト云フモノノ解釋ノ中ニ、減價銷却ヲ含ムト御解釋ニナリマスカト云フコトヲ御尋致シマシタ所ガ、之ヲ含ムト云フコトニ御解釋ニナルト云フコトヲ主稅局長ハ御答ニナタノデアリマスガ、是ハ左様ニ御答ニナルノガ宜シイト思ヒマスガ、日本全國ニ大變ナ影響ヲ有ツベキ大キナ問題デアリマスカラ、ハツキリト大藏大臣カラ此解釋ヲ承ッテ置キタイト思ヒマス

ヲ何年間ニ銷却シテ幾ラニナルト云フコト  
ヲ計算シヨウニモ出來ナイ、斯ウ言ハレル  
ノデアリマス、成程聞ケバ營業者ハ隨分帳  
簿ノ不完全ナモノモ多數アルヤウデアリマ  
スガ、又其中ニハ立派ナ簿記法ニ依ッタ完全  
ナル帳簿ヲ持ッテ居ル者ガ澤山アル、然ルニ  
ソレ等ニ對シテ何等ノ顧慮ヲ拂ヘレズシテ、  
税務署ノ「アービトラリー」ニ決メタ所得標  
準率ニ依ッテ、賣上金額ニ對シテ何圓、或ハ  
收入金額ニ對シテ何圓ト云フヤウナ計算デ  
押通シテシマフト云フノガ、今日税務署ノ  
ヤリ方デアリマス、ソコデ私ハ大藏大臣ニ  
御尋スルノハ、完全ナル帳簿ヲ持ッテ居ル者  
ハ、其帳簿ニ付テ十分ナ調査ヲシテ、必シ  
モ其所得標準率ニ依ラズシテ、相當ニ減價  
銷却ヲヤッテ所得ヲ計算スルヤ否ヤト云フ  
コトヲ御尋シタインデアリマス

シテ居ル甲乙丙ノ一流ノ吳服屋ハ多ク所得  
稅ヲ納メテ居ラス、二流ノ吳服屋ガ稅ヲ納  
メテ居ルト云フ現象ガ、殆ド都鄙皆然リト  
云ッテ宜イ位デアリマス、調べテ見レバ甲乙  
丙ハ、甲ハ株式會社、乙ハ合名會社、丙ハ  
合資會社ト云フヤウニ、減價銷却ヲ巧イコ  
トヲヤツテスッカリ所得ノナイコトニシテ居  
ル、二流以下ニナルト其賣上金額ニ對シテ  
例ノ所得標準率ヲ殆ド假借ナク適用スル結  
果、一流ノ吳服屋ガ稅ヲ逃レテ居ツテ、二  
流以下ノ吳服屋ガ非常ナ所得稅、營業収益  
稅ヲ課セラレテ居ルト云フ例ガ澤山アル、  
是ハ結局稅務署ノヤリ方ガ惡イト云フコト  
ニナリハセヌカト思フ、或ハ他ニ原因ガア  
ルカモ知レマセヌガ、其邊ノコトハ特ニ御  
調査ヲ願ハナケレバナラヌト思フ、其原因  
ハ私ハ減價銷却ト云フコトガドウモ巧ク  
行ツテ居ラヌト云フコトニ大ナル原因ガア  
リハシナイカト云フコトヲ恐レテ居リマス、  
ソレデ私ハ茲ニ大藏大臣ニ御尋スルノハ、  
稅務署ガ百万ニ近イ所得納稅者ノ所得ニ付  
テ一々收支計算ヲ調ベルコトハ出來マスマ  
イ、其結果トシテ御承知ノ通り所得標準率

ト云モノヲ作ツテ、此標準率ニ依ツテ、各人ノ所得ヲ推定シテ居ルノデアリマス、而シテ其所得標準率ヲ作ル際ニ、營業者ノ減價銷却云フモノガ恐ラク加味シテナイダラウト思ヒマス、此減價銷却ノ歩合ハ、業態ニ依ツテ種々様ダニアリマスカラ、所得標準率ヲ御作リニナル際ニ「クラシフィケーション」ヲ非常ニ細カクシテ、之ニハ此位ノ減價銷却、之ニハ此位ノ減價銷却ヲ見ルト云フ所マデ入ッテ、極メテ公平適切ナル所得標準率ヲ作ラナケレバ、所得稅ノ課稅ノ公平ト云フコトハ期セラレナイ、今年ハモウ既ニ間ニ合ハナイカモ知レマセヌガ、明年以降ニ於テハ、少クトモサウ云フ方向ニ舵ヲ取ルト云フコトヲ御言明下サランコトヲ御願シテ置キマス

家屋税ノ課稅標準ノ調査ガ非常ニ不公平ニナッテ居ル、稅率ガ非常ニ區々ニナッテ居ルト云フヤウナコト、或ハ戸數割ノ課稅ガ非常ニ不公平ニナッテ居ルト云フコトハ申ス迄モナイ、其他稅ニ對スル苦情ノ大部分ベ、地方稅ニ對スル苦情デアルト申シテ宜イ位デアリマス、ソレデアリマスカラ此地方稅ニ相當思ヒ切ッタ整理ヲ加ヘナケレバナラヌ、隨テ之ニ關聯シテ、地方財政調整交付金ト云フコトニ付テモ相當ノ考慮ヲシナケレバナルマイ、就キマシテハ我國ノ中央地方法ヲ通ズル根本的ノ稅制整理ト云フコトガ、目下ノ急務デアルト思ヒマス、先日來有ユル機會ニ於テ大藏大臣ノ御述ベニナル所ニ依リマスレバ、今日ハ此時局ニ依ッテ經濟界ニ異常ナル現象ガ起ツテ居ルノデアルカラ、此仰セラレルノハ、一應聽ケバ御尤ノヤウニ際稅制整理ヲヤルノハ穩當デナイ、時局安定ノ後ニ於テ稅制整理ヲヤルノガ宜シイト君カラモ詳シク申上ゲマセヌケレドモ、一體稅ト云フモノハ何ニ依ッテ取ルノカ、各人ノ擔稅力ニ應ジテ稅ヲ取ル、之ヲ引ッ括メテ大摺ミニ申セバ、各人ノ所得ニ應ジテ取ル、九州カハ詳シクハ申上ゲマセヌケレドモ、一體稅ト

決メルノデハアリマセヌ、時局ノ影響ヲ受ケテ所得ノ少クナッタ人カラハ多ク取レバ宜イ、又多イ人ガ少クナッタラ税ヲ減ラシ、少イ人ガ多クナッタラ殖ヤセバ宜イ、何モ時局ノ影響ト云フコトド、税制ノ根本的整理ト兩立シナイト云フコトハ何處カラモ出テ來ナイ、一體税ト云フモノハ公平ト云フコトガ先決問題デス、不公平ナ税ホド納税者ヲ苦シメルモノハナイ、殊ニ段々税ト云フモノガ積上ゲラレテ參ルニハ、其基礎トナルベキモノヲ真直グニシテ置カヌト積上ゲラレナイ、歪ンダ基礎ノ上ニ税ヲ積上ゲラレテハ納税者ハ堪ラナイ、私ノ希望スルノハ、何レ時局平定ノ時ト云フヤウナ一時逃レノコトヲ仰シヤラナイデ、今日カラ直チニ税制ノ根本的整理ノ調査ニ御掛リニナリマシテ、次ノ議會マデニハ願クハ税制ノ中央地方ヲ通ズル根本的整理ヲ斷行セラレルト云フ決意ヲセラレンコトヲ希望スル者デアリマス、之ニ對シテ大體ノ御所見ヲ伺ッテ置キタイト思ヒマス

カリノ場合デアリマシテ、是ト只今我國ノ  
稅制整理トハ餘程違フト思ヒマス、一方デ  
殖ヤシテ、一方デ減スト云フコトガ伴フノ  
ガ、今問題ニナッテ居ル稅制整理デアリマシ  
テ、一般的ニ増稅ト云フコトヲ加味シテヤ  
レバ、一方ハ非常ニ著シク増額シ、一方ハ  
増額ヲ輕クスルトカシナイトカ、斯ウ云フ  
方向ニ行クノデアリマス、是ガ私ハ非常ニ  
關係ガアルト思フ、例ヘバ今度出シマシタ  
臨時租稅措置法案ニ依ル減稅ニ致シマシテ  
モ、收入ガ減レバ、ソレダケ當然アノ減稅  
ノ法案ヲ出サヌデモ減ルノデアリマス、併  
ナガラ時局ノ關係デ急ニ收益ノ減ツタ場合  
ニ、其苦ミト云フモノハ餘程デアラウ、  
而モ是ハ或ル意味ノ政策、時局ノ影響デ  
アル爲ニ、唯收入ガ減ツタカラ、其割合デ稅  
額ガ減ツタト云フ以上ニ苦痛ガアルデアラウ  
ト云フコトヲ考ヘタノデアリマス、ソレト  
同ジヤウナ作用ガ働クト思フノデアリマス、  
今マデ例ヘバ都市方面ガ輕イ、農村ハ重イ、  
ソコデ都市ニ增稅ヲスル、其上ニ負擔ノ公  
平問題モ亦加ハルト云フヤウナ場合ガアリ  
マス、都市ガ一般ニ宜シケレバ宜イノデア  
リマスガ、或ル一部ニ於テハ收入ガ減ジテ  
苦シムデ居ル、サウ云フ所ニ負擔ノ公平ト  
云フコトヲ加ヘラレルト、私ハ此地均シハ

フ、是へ言葉ガ露骨過ギマスガ、惡稅モ長  
クナレバ良稅ニナルト云フ風ニ、世ノ中ニ  
一種ノ「バラシ」ガ取レ掛ッテ居ル所ガア  
リマス時ニ、收入ノ狀態ガ餘リ動カヌ時ハ  
宜シイガ、動クモノガ相當一方ニアル際ニ、  
ソレガ増ス方ニ動イテ居ル場合ニハソレデ  
ニ、負擔ノ全體ノ公平ダト云フノデ、ソレ  
ニ課稅ヲ増スト云フノヘドウカト思フノデ  
アリマス、然ラバ何レノ產業ガサウ云フ風  
ニ減ルノカ、今不況ノ者ガズット永久ニ不況  
ダト云フコトナラバ、ソレ等ノ一つノ安定  
點ガアルノデアリマスガ、今時局ニ依ッテ、  
皆様ノ御說ガアルヤウニ、一部ノ者ハ比較  
的不況デアリ、一部ハ非常ニ利益ガアル、  
斯ウ云フ際デアリマスカラ、ソコデ只今ノ  
現狀ニ於テ負擔ノ平衡ト云フコトヲ主眼ト  
シ、比較的ニ一方ハ増シ、一方ハ増サナイ、  
或ハ一方ハ増シ、一方ハ減スト云ヤウナ  
稅制整理ト云フモノハ、私ハ所謂平地ニ波  
瀾ヲ招クト云フヤウナコトニナラウト思フ  
ノデアリマス、相當ニ經濟界ノ安定點ヲ見  
マセヌト、此種類ノ稅制整理ハ困難デハナ  
イカト思フ、只今モサウ考ヘテ居リマスガ、  
稅制整理ノ準備ヲ致セト云フ話ハ洵ニ御尤

デアリマス、今ハサウ云フ現状デアリマス  
ガ、ソレニモ拘ラズ色々研究スベキ點ハ多々  
アリマスノデ、是ハ昨年モ主税局ニ於テ  
ハ研究ヲ致シテ居リマシタガ、今年モ出来  
ルダケソレハ致ス次第デアリマス、サウ云  
フ趣旨デアリマスルカラ、來議會ニ必ズ成  
案ヲ得テ提出シマスト云フコトノ御約束ハ  
マダ差控ヘタ方ガ宜シイデヤナイカト思フ  
ノデアリマス

○勝委員 其點ニ付キマシテハ私ハ大藏大  
臣ノ御説ニ甚ダ御同意致シ兼ネル、例ヘバ  
或ル業態ハ只今ノ時局ノ波ニ乘ツテ 非常ニ  
好景氣ニ惠マレテ居ルガ、他ノ業態ハ非常  
ナ打擊ヲ受ケテ居ルト云フヤウナ時ニハ、  
若シ租稅ノ制度ト云フモノガ完全デアルナ  
ラバ、當然ソレニ順應シテ稅ト云フモノモ  
移ラナケレバナラナイ、ソレガ移ラナクナツ  
テ居ルノハ詰リ稅ノ制度ガ惡ノダ、例ヘ  
バ農村ノ負擔ガ過重デアツテ、都市ノ負擔ガ  
輕過ギルト云フヤウナコトニナッテ居ルノ  
ハ、是ハ今日ノ日本ノ租稅體系ガ惡イカラ  
ガ不況デアレバ農村ノ負擔ガ輕クナリ、農村  
ガ不況デアレバ都市ノ稅ガ輕クナリ、農村  
ニナルノガ本當ノ稅制デナケレバナラナイ、  
ソレデアリマスカラ、私ノ議論ヨリ致シマ

スレバ、如何ナル時ニ於テモ税制ト云フモノハ根本的ニ整理ヲヤッテモ宜シイモノダ、唯爲政者トシテ考ヘナケレバナラヌコトハ、負擔ノ激變ト云フコトダケハ是ハ考ヘナケレバナラヌ、負擔ヲ衡平ニスルト云フコトハ何時ヤツテモ宜シイ、又何時デモ即時ニヤルベキモノダト私ハ思ヒマス、尙ほ重ネテ他ノ機會ニ申上ゲル考モアリマスガ、此點ハ極メテ重要ナ問題デアリマシテ、今日此三億圓ノ増稅案ドコロノ問題デハナイ、特ニ慎重ナル御考慮ヲ賜ランコトヲ御願シテ置キマス、大藏大臣ハ御忙シイデセウカラ、後ニマダ三四ノ質問ガアリマスガ、後ノハ政府委員デ宜シウゴザイマスノデ、他ノ大藏大臣ニ御質問ニナル人ニ御譲リ致シマス

リマス、是ハ皆大藏大臣ニ御伺致シタカツ  
タノデアリマスガ、御出席ガナカツタノデ  
大矢サンカラ御答辯ヲ得タノデアリマス、  
皆緊要ナ問題デアリマシテ、ソレハ大矢サ  
ンカラ大臣ニ御傳ヘノ程ヲ御願シテ置キマ  
シタノデ、其項目ダケハ御傳ヘ下サシタコ  
トト思ヒマス——マダ御傳ヘ下サラナカツタ  
ナラバ、題目ダケヲ一寸言ウテ置キマシ  
テ、後デ結論ヲ五分間バカリ申上ゲルコ  
トニ致シマス、第一ニ所得稅ノ田畠課  
稅基礎率、之ヲ反別ヲ基礎ニシテ居ルト云フ  
コトハイカヌ、是ハ賃貸價格ニシナケレバ  
ナラヌト云フ問題ガツ、ソレカラ其次ハ  
是ハ此間大藏大臣ニ本會議デ御尋シタノデ  
アリマスガ、所得稅中林木賣却收入ノ控除  
率ニ付テ、御答辯願ヒマシタケレドモ、非  
常ニ離隔レタ御答辯デアリマシテ、私ノ尋  
ね方ガ惡カツタカモ知レマセヌガ、此コトニ  
付テモ御答辯願ヒタイ、是ハ大矢サント問  
答致シタノデスガ、十分要領ヲ得ナカツタノ  
デアリマス、其次ニハ相續稅中ノ林業財產、  
此評價額デアリマシテ、ソレニ付テ問答ヲ  
致シタノデアリマスガ、是ハ大方合點シテ  
戴イタヤウニ思ヒマス、私モ亦大矢サンノ  
御考ガ其邊ニ在ルト思テ、眞中位ノ所デ折

セラレ、販賣業者、仲買業者ノ免許制ヲ布  
カレタケレドモ、此仲買業者間ニ今日マデ  
色々ナ惡習慣ガアルノニ、此制度ヲ布カレ  
マスト同時ニナゼ資格上ノ規定ヲ設ケラレ  
次ニハ臨時利得税ノ入場税ノコトヲ御尋申  
シタ、是ハ私ノ後テ稻田君ガ隨分長ク御ヤ  
リニナリマシタノデ、此コトハ私ハ申サヌ  
コトニ致シマス、其次ニハ酒造税法中改正  
ノ、農業ノ副業デアル所ノ葡萄酒ノ課税ノ  
問題デアリマス、之ヲ廢止シテ戴キタイト  
云フコトヲ申上ゲタノデアリマス、是ハ最  
モ緊要ナ問題デアリマス、其次ニハ物品稅  
ノ中ノ自動車ノ免稅點ヲ三千圓ヲ五千圓ニ  
引上げテ貴ヒタイ、其コトヲ申上ゲタノデ  
アリマス、其次ハ樂器稅ヲ一割五分ハ多イ  
カラ一割ニシテ貴ヒタイ、二割ガ一割五分  
ニ減シタノデアリマスケレドモ、現在漸ク此  
事業ガ盛シニナラウト仕掛ケテ居リ、外國  
ノ輸入ヲ俟タナイデ更ニ輸出スルヤウニナッ  
テ居ル、三十五万圓カラ出テ居ルヤウニナッ  
テ居ツタノニ、ソレガ二割ノ稅金ヲ課ケラレ  
タノデ、十二万圓程ニ減ジテシマッタノデ  
アルカラ、此稅ヲ減ジテ貴ヒタイ

般産業及び國民生活ニ及ボス障碍トモ申シ  
マスカ、影響ヲ大キイコトニ驚イタノデアリ  
マス、所ガ能ク研究シテ見ルト其金ハ僅ニ  
二億圓アル、六十億ノ公債ヲ發行シナケ  
レバナラヌノニ、其三十分ノ一デアル二億  
圓ヲ補填スル爲ニ是ダケノ影響ガアルノデ  
アルカト云フコトヲ御伺シタノデアリマシ  
テ、此二億圓ノ爲ニ是ダケノ影響ガアルカ  
ト云フコトヲ驚イタノデアリマス、此二億  
圓ノ金ハ大變ナ大キナモノデアルト云フコ  
トヲ感ジタノデアリマス、デアリマスルガ、  
何デ此二億圓ガ斯ノ如ク惡影響ヲ及ボシ、  
産業ニ或ハ生活上ニ大變ナ影響ヲ及ボスモ  
ノデアルカ、是ハ戰時デアルカラ影響ガ多  
イノデアルト私ハ斯ウ信ズル、戰時デナカッ  
タナラバ、二億圓位ノ増稅ハ何デモナイ、  
又日本ガ戰ニ勝チ、段々ト都合好ク東洋ノ  
霸權ヲ握ルト云フヤウナ曉ニナツタラ、二億  
圓位ノ金ハ一箇月ニデモ儲カル、私ハ斯ウ  
思フ、何デ桑ノ芽ガ出タ所ヲ撓イデシマフ  
ヤウナコトヲナサルノデアルカ、併シ今日  
ソンナコトヲ云ッテ見タ所デ、モウ此處マデ  
オ進メニナツタ以上ハ、後ヘ引込ミナサルト  
云フヤウナコトハナイデアリマセウカラ、  
是レ以上ノコトハ申上ゲマセヌガ、將ニ少  
シク發展シ掛ケテ居ルヤウナ事業、ソレカ

ヲ又僅カナ稅金ヲ取ルガ爲ニ大變セシムル  
使ツテ、サウシテ國民ノ生活ヲ萎縮セシムル  
ノ増稅ノ内デ、二三千万圓程ノモノヲ少シク  
考ヘテ貴ツテ、其二三千万圓ハ各委員カラモ  
色々御話ガアツタガ、斯ウ云フモノハ何デ稅  
金ヲ課ケナイノカト素人眼カラ見テモ分ル  
ヤウナモノガマダ殘ツテ居ルノデアリマス、  
ソコノ所ヲ少シ考ヘテ、三億圓ニシナケレ  
バナラヌト云フノナラバ、三億圓ニ合ヘシ  
テ貴ツタラ宜シイ、斯ウ云フ必要ナル租稅デ  
アリマスナラバ、ソレヲ御取り下サツタラ  
宜シイ、ソコデ取ルベキ者カラハ取ッテ、今  
ノヤウナ重課ヲスルコトハ甚ダ經濟界ノ爲  
ニ惡イ、事業ノ爲ニ、產業ノ爲ニ惡イ、斯  
ト云フヤウナ手心ヲ加ヘテ戴ク御心持ニナッ  
テ貴ヒタイト云フコトヲ申上ゲマシテ、私  
ノ大臣ニ對スル質問ハ打切ルコトニ致シマ  
スガ、ソレニ對スル大臣ノ御意見ヲ先づ承  
リタイト思ヒマス

御示シノ如ク賃貸價格ニ依ッテ參リタイト思ヒマス、ソレカラ山林ノ所得ノ經費ノ推定ハ、是ハ場所等ニ依ッテ色々々變化ガアリマスノデ、相當之ニ付キマシテハ多額ノ者モアリ、少額ノ者モアリ、隨テ色々御說モ起リマセウガ、是ハ尙ホ公平ヲ期スルヤウニ注意ヲシテ參リタイト思ヒマス、相續財産ノ中ノ山林、殊ニ幼齡林ノ價格ノ評定ニ付キマシテモ、御說ノ如ク是モ慎重ニ調査ヲ致シテ參リタイト思ヒマス、酒類ノ免許制度ノコトデアリマスガ、是ハドウモ資格ヲ法定スルト云フコトヨリモ、小賣等ノコトデアリマスカラ、實際ノ實情ニ應ジテ参リタイ、場所ニ依リマシテモ必シモ一率ニ參ル譯ニモ行カヌト思ヒマス、實行上適當ナル標準ヲ考ヘタイト思ヒマス、ソレカラ葡萄酒ノコドニアリマスガ、是ハ立案ノ時ニモ餘程注意致シマシテ、新ニ日本デ葡萄酒ガ出來ルヤウニナリマスルコトハ非常ニ結構デアリマス、又はハ方々ノ農家ニ於テ副業等トシテ出來テ參ル譯デアリマス、ケレバナラヌト云フ議論モ出ル譯デアリマス、日本酒ハ一石五十圓、麥酒ハ今度四十

ル」ノ含有量ハ兩者ノ中間ニアル、又酒精含有飲料、清涼飲料ニモ相當ノ稅ガ課ツテ居ルト云フ狀態デアリマスカラ、消費ノ方面カラ議論ヲシテ參レバ、只今ノ十五圓ト云フ課稅率モ、或ハ其三倍ニ近イモノニシテモ差支ナイト云フヤウナ議論モ出ルカト思ヒマス、併シ之ヲ一舉ニ増シマスコトハ、生産者ノ方面ヲ考ヘマスト、非常ニ困難ガアルト考ヘマシタノデ、極メテ低率ノ課稅ニ止メルト云フコトデアリマシテ、内情ハ一切申上ゲル限リデハアリマセヌガ、前ニ出來マシタ色々ノ案ヨリモ、是ハ非常ニ少ク致シマシテ、御說ノヤウナ點ヲ餘程考ヘテアルノデアリマス、併シ是ハ「アルコール」ヲ含有スルモノデモアリマスシ、徐々ニ稅ヲ課ケテ行キタイ、殊ニ輸入ノ物ノ如キハ、只今ハ國際收支ノ見地カラ、是ハ非常ニ制限ヲ致シテ居ルヤウナ事情ニモアリマスノデ、其邊ノ打擊モ少イノデハナイカ、斯ウ云フモノハ成ベク内地產デ間ニ合フヤウニト云フコトハ、十分私共ノ方デモ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ樂器ニ付キマシテノ御說デアリマスガ、是モ此樂器ノ種類ニモ依ルノデアリマス、輸入品等ハ今ノ所殆ド無イヤウナ時代デアリマ

スノデ、其邊ノコトハ別ノ見地カラ考察ヲ致シマシテ、内地ノ生産者ニハ非常ニ有利ナ方面モアリマスノデ、此點モ御考慮ニ御加ヘラ願ヒタイト思ヒマス、自動車ニ致シマシテモ、決シテ三千圓ノモノニ課税ヲスルノデハアリマセヌ、價格ノ規定ハ入レマセヌガ、今ノ課税ノ基準カラ申セバ、「フオード」「シボレー」ノ如キ大衆車ハ稅ガ課ラナイノデアリマス、此邊ハ御安心ヲ願ツテ宜イト思ヒマス、尙ホ稅制全體ニ付テノ御説デアリマスガ、唯一言申上ゲテ置キタインハ、先日來御説モゴザイマス斯ウ云フ方面ニハ課ケタ方ガ宜イダラウト云フ御説ノモノニ付キマシテ、サウ云フ方面ニ課ケルコトハ、ソレガ產業ノ爲ニ非常ニ害ガアリ、又只今ノ巨額ナル國債ノ發行ヲ致シマシテ、ソレノ消化ヲ圖ツテ運用スルト云フ時代ニ非常ナル問題ガアルノデアリマス、其點ハ何卒十二分ニ御考慮ヲ煩シタイト思フノデアリマス

○山川委員 只今ノ御答辯ニハ不満足デハゴザイマスケレドモ、マア何ボ御尋申上ゲマシテモ際限ガゴザイマセヌカラ、是レ位打切ルコトニ致シマス

○高橋委員長 明日ハ當委員室ニ於テ午後一時ヨリ開會致シタイト思ヒマス、成ベク

致シマシテ、内地ノ生産者ニハ非常ニ有利ナ方面モアリマスノデ、此點モ御考慮ニ御加ヘラ願ヒタイト思ヒマス、自動車ニ致シマシテモ、決シテ三千圓ノモノニ課税ヲス

ルノデハアリマセヌ、價格ノ規定ハ入レマセヌガ、今ノ課税ノ基準カラ申セバ、「フオード」「シボレー」ノ如キ大衆車ハ稅ガ課ラナイノデアリマス、此邊ハ御安心ヲ願ツテ宜

（参照）

支那事變特別稅法案關係命令案要綱

（其ノ一） （大藏省主稅局）

（通行稅關係）

一 法案第二十條關係

陸海軍ノ團體トシテノ乗車船ニシテ通行稅ヲ課セザルモノハ左ノ如ク定ムルコト

（一） 鐵道軍事供用令ニ依ル乗車

（二） 軍事上ノ必要ニ依リ貸切ノ契約ニ

テ爲ス乗船

二 法案第二十一條關係

イ 往復乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合

ノ乗車船區間ノ料程ハ往復各別ニ之

ヲ計算スルコト

ロ 週遊乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合

ノ乘車船區間ノ料程ハ各區間毎ニ之

ヲ計算スルコト

ハ 運賃ヲ均一制又ハ區間制ニ依リ定メタル區間ヲ乗車船スル契約ヲ爲シ

タル場合ニ於テ乗車船券ニ乗車船區間ノ特定アル場合ハ該乗車船區間ニ依

リ、乗車船券ニ乗車船區間ノ特定ナ

（三）（二）（一）

遊園地及遊覽所

六 法案第二十七條關係

（三）（二）（一）

（二）（一）

（一）

（二）

（一）



イ 天然真珠及養殖真珠	一 個	五圓
ロ 真珠ヲ用ヒタル製品	一 個	三圓
三 貴金属製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品	一 個	六圓
イ 貴金属製品但シ金ペンヲ除ク	一 個	一〇圓
ロ 金側又ハ白金側ノ時計	一 個	一一〇圓
ハ 金屏風、金衝立	一 個	四圓
乙類		
六 時計	一 個	一足
懷中時計、腕時計、置時計、掛時計、電氣時計等	一 個	一足
七 萬年筆、金ペン及シャープペンシル	一 個	一足
萬年筆	一 個	一足
八 身邊用細貨類	一 個	一足
指環、腕環、耳飾、頸飾、檣、笄、簪、ピン類、襟止メ、帶止メ、バックル、鎖、カフス釦、根付、メダル等	一 個	一足
九 化粧用具	一 個	一足
化粧用刷子、コンパクト、香水噴、白粉其ノ他ノ化粧品容器等	一 個	一足
化粧具匣、其ノ他ノ化粧具セット	一 個	一足
十 噴煙用具	一 個	一足
煙管、パイプ類、同ケース等	一 個	一足
煙草入、灰皿、煙草セット等	一 個	一足
十一 帽子、杖、鞭及傘	一 個	一足
丙品		
四 龍甲製品	一 個	一〇圓
五 珊瑚製品	一 個	一一〇圓
（以上甲類ノ各品目ニ付テハ從來通一個又ハ一組三圓未滿ノモノニハ課稅セザル見込ナリ）	一 個	一一〇圓
課稅最低價格見込		
六 時計	一五圓	一〇圓
懷中時計、腕時計、置時計、掛時計、電氣時計等	一五圓	一一〇圓
七 萬年筆、金ペン及シャープペンシル	一四圓	二〇圓
萬年筆	一四圓	二二圓
八 身邊用細貨類	一四圓	二〇圓
指環、腕環、耳飾、頸飾、檣、笄、簪、ピン類、襟止メ、帶止メ、バックル、鎖、カフス釦、根付、メダル等	一四圓	二〇圓
九 化粧用具	一三圓	一〇圓
化粧用刷子、コンパクト、香水噴、白粉其ノ他ノ化粧品容器等	一三圓	一〇圓
化粧具匣、其ノ他ノ化粧具セット	一三圓	一〇圓
十 噴煙用具	一三圓	一〇圓
煙管、パイプ類、同ケース等	一三圓	一〇圓
煙草入、灰皿、煙草セット等	一三圓	一〇圓
十一 帽子、杖、鞭及傘	一三圓	一〇圓
丁 傘		
十二 皮革製又ハ金屬製ノ鞄及トランク	一 個	六圓
十三 鞄及履物	一 個	三圓
長靴	一 個	一〇圓
其ノ他ノ靴	一 個	一〇圓
戊 帽子		
十四 書畫及骨董	一 個	一〇圓
十五 室內裝飾用品	一 個	一〇圓
置物、花器、香器、額縁及柱掛其ノ他ノ壁面裝飾用品、人形、節句飾物等	一 個	一〇圓
十六 照明器具	一 個	一〇圓
スタンド、シャンデリヤ、ペンダント、ブラケット、グローブ、シェード等	一 個	一〇圓
十七 圍碁及將棋用具	一 個	一〇圓
碁盤	一 個	一〇圓
碁石、將棋盤	一 個	一〇圓
十八 家具	一 個	一〇圓
籠、棚類、箱類、鏡類、机及卓子類、椅子及腰掛類、火鉢、臺類、屏風、衝立、几帳、衣桁、帽子	一 個	一〇圓
掛等	一 個	一〇圓
十九 漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別號ニ掲ガザルモノ	一 個	一〇圓
二十 貴金属ヲ鍍シ又ハ張リタル製品ニシテ別號ニ掲ガ	一 個	一〇圓

ザルモノ

二十一 毛皮又ハ毛皮製品

毛皮、毛皮製ノ敷物、膝掛、手套類、襟卷、被服類、被服用ノ裏、襟、袖、縫等

二十二 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品

羽毛製襟卷、羽毛ヲ用ヒタル蒲團、座蒲團、クッション等

二十三 皮革製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ

皮革製被服類

皮革製ノ座蒲團、クッション等

二十四 メリヤス、レース、フェルト及同製品

皮革製手袋

外套、和服用コート、羽織、襟卷等

ネクタイ、手巾、手袋等

靴下等

肌着、下着、スウェター其ノ他ノ被服類

窓掛、卓子掛、敷物等

第二種

甲類

一 寫真機、寫真引伸機、映寫機、同部分品及附屬品

イ 寫真機但シ航空機用ノモノ及顯微鏡用ノモノヲ含ム

ロ 写真引伸機  
ハ 映寫機

ニ 寫真機部分品及附屬品

一個又ハ一組 三圓

暗幽、コンデンサー、レンズ、

支持臺等

ヘ 映寫機部分品及附屬品

一個又ハ一組 五圓

コンデンサー、レンズ、フィルムリール、ランプハウスマシン、映寫機用ランプ、ヘッドマシン、映寫機用モーター、發聲裝置、

フィルム卷取機、カラースクリーン、映寫機用ケース等

二 寫真用ノ乾板、フィルム及感光紙

イ 寫真用乾板但シ航空機用ノモノ及エックス線用ノモノヲ除ク

ロ 寫真用フィルム但シ航空機用ノモノ及エックス線用ノモノヲ除ク

ハ 寫真用感光紙

タルモノヲ含ム

三 蕎音器及同部分品

イ 蕎音器（ラヂオ聽取裝置ヲ附シ

モノ及エックス線用ノモノヲ除ク

ハ 蕎音器部分品

タルモノヲ含ム

四 蕎音器匣、サウンドボックス、

ズ）、ショッター、ファイルムパック

ホルダー、取栓、ファインダー、

三脚臺、カラーフィルター、セ

ルフタイムー、露出計、距離計、

寫真機用又ハ三脚臺用ノケー

ス等

五 樂器、同部分品及附屬品

六 紙製ノモノヲ除ク

イ 樂器

ピアノ、オルガンニアコーディ

オン、ハーモニカ、ヴァイオ

リン、ヴィオラ、セロ、コント

ラバス、マンドリン、マンドセ

ラ、マントリラ、マンドセ

ロ、マントローネ、ギター、

ギターローネ、バラライカ、

ウクレレ、バンジョーフ

リュート、ピッコロ、クラリネット、オーボ、バズーン、コル

ネット、トランペット、トロン

ボーン、アルト、バリトン、

チューバ、サクソフォーン、

スザフオーン、ホルン、バイブ

ラホーン、木琴、鐵琴、ハ

ープ、リラ、箏、三絃、琵琶、

明笛、尺八等

七 錄器部分品及附屬品

八 紙製ノモノヲ除ク

九 樂器部分品及附屬品

十 紙製ノモノヲ除ク

十一 紙製ノモノヲ除ク

十二 紙製ノモノヲ除ク

十三 紙製ノモノヲ除ク

イ 樂器

ピアノ、オルガンニアコーディ

オン、ハーモニカ、ヴァイオ

リン、ヴィオラ、セロ、コント

ラバス、マンドリン、マンドセ

ラ、マントリラ、マンドセ

ロ、マントローネ、ギター、

ギターローネ、バラライカ、

ウクレレ、バンジョーフ

リュート、ピッコロ、クラリネット、オーボ、バズーン、コル

ネット、トランペット、トロン

ボーン、アルト、バリトン、

チューバ、サクソフォーン、

スザフオーン、ホルン、バイブ

ラホーン、木琴、鐵琴、ハ

ープ、リラ、箏、三絃、琵琶、

明笛、尺八等

丸但シ獵銃、拳銃又ハ空氣銃用ノモ

ノニ限ル

九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品

ゴルフクラブ、ゴルフボール、  
シャフト、ゴルフクラブ用、バッ  
グ等

十 娛樂用ノモーターボート、スカー  
ル及ヨット

十一 撞球用具

十二 撞球臺、キューボール、チヨーク等  
十三 ネオン管及同變壓器  
十四 喫煙用ライター  
十五 ラヂオ聽取機及同部分品  
十六 ラヂオ聽取機部分品  
十七 扇風機及同部分品  
十八 煙房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ス  
トープ

十八 冷藏器及同部分品

冷藏器、冷藏器用冷凍機等

十九 金庫及鋼鐵製家具

箱類、机卓子類、椅子、腰掛  
等

二十 乗用自動車

普通乗用自動車ニシテ輪距ガ  
一定ノ基準ヲ超ユルモノ

二十一 化粧品

香水、香紙、香袋、白粉、紅、  
化粧墨、クリーム、化粧水、  
化粧粉、化粧下、頭髮用ノ香  
水、油及練油、洗粉、シャン  
プー、美爪料、染毛料、養毛  
料、脱毛料、脂取料等

第三種

一 燐寸

二 酒類但シ濁酒及果實酒（酒精及酒  
精含有飲料稅法第三條ノ三ニ規定ス  
ルモノ）ヲ除ク

十五 受信用真空管及擴聲器

十六 扇風機、扇風機用ノ羽根、モー  
ターエ等

十七 煙房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ス

昭和十三年三月十二日印刷

昭和十三年三月十三日發行

委員會事務局

印刷者 内閣印刷局